

平成18年9月決算審査特別委員会会議録（野田川町）

招集年月日 平成18年9月29日

会議時間 午前9時30分～午後5時41分

招集の場所 与謝野町議会会議場

1.出席委員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	服部博和
5番	小林庸夫	14番	有吉正
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	森本敏軌
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2.欠席委員

(なし)

3.職務のため議場に出席した者

議会事務局長	森下 文夫	書 記	植松 ひろ子
--------	-------	-----	--------

4.説明のため出席した者

町 長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
助 役	堀口 卓也	教 育 長	垣中 均
企画財政課長	吉田 伸吾	総務課主幹	秋山 誠
商工観光課長	太田 明	住民環境課主幹	日高 勝典
野田川地域振興課長	平野 勝彦	会 計 室 長	金谷 肇
下水道課長	小西 忠一		
農林課主幹	浪江 学		
教育次長	鈴木 雅之		
福祉課長	岡田 康利		

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議案第 137号 平成17年度野田川町一般会計歳入歳出決算について  
(質疑～採決)
- 日程第 2 議案第 138号 平成17年度野田川町簡易水道特別会計歳入歳出決算について  
(質疑～採決)
- 日程第 3 議案第 139号 平成17年度野田川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について  
(質疑～採決)
- 日程第 4 議案第 140号 平成17年度野田川町介護保険特別会計歳入歳出決算について  
(質疑～採決)
- 日程第 5 議案第 141号 平成17年度野田川町老人保健特別会計歳入歳出決算について  
(質疑～採決)
- 日程第 6 議案第 142号 平成17年度野田川町下水道特別会計歳入歳出決算について  
(質疑～採決)
- 日程第 7 議案第 143号 平成17年度野田川町土地取得特別会計歳入歳出決算について  
(質疑～採決)
- 日程第 8 議案第 144号 平成17年度野田川町分譲宅地特別会計歳入歳出決算について  
(質疑～採決)
- 日程第 9 議案第 145号 平成17年度野田川町財産区特別会計歳入歳出決算について  
(質疑～採決)

(開会 午前9時30分)

委員長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。決算審査特別委員会も本日で3日目を迎えることになりました。きょうも1日よろしく願いをいたします。

ただいまの出席委員は18人であります。定足数に達していますので、委員会を開会します。本日の委員会は、お手元に配付いたしております審議日程に従い、進めていきたいと思っております。なお、教育長から、午前中欠席の報告が入っております。

質疑に入りますまでに1時間程度、決済概要について説明をお願いしたいと思いますので、職員の皆さん、よろしく願いをいたします。

それでは早速ですが、お願いします。

吉田課長。

吉田課長 皆さん、おはようございます。ご苦労さんです。

平成17年度旧野田川町の歳入歳出決算書総務課所管分について、ご説明を申し上げます。

総務費と申しますと、加悦、岩滝の説明を聞いていただいたと思いますが、いずれも事務的な経費、財産管理的な経費あるいは選挙の執行費用ですとか、そういった同じようなものを計上いたしておりますので、野田川町にだけしかないといいますが、そういう特徴的な点についてのみのご説明にとどめさせていただきたいというように思いますので、よろしく願いをいたします。まず、歳入でございます。

30ページ、31ページをお開き願います。第15款財産収入、第2項財産売払収入でございます。不動産売払収入の土地売払収入で町有地売払収入を785万785円計上いたしております。元法務局用地69.49平方メートルを京都府に道路用地として272万1,478円で売却したものと、幾地・・・団地跡267.47平方メートルを隣接者512万9,307円で売却をいたしましたものでございます。

34ページ、35ページをお開き願います。駅があるのは野田川町だけでございました。第15款諸収入の1節雑入、備考欄、上から2行目に野田川駅業務取扱手数料96万1,348円を計上いたしております。野田川駅で販売した北近畿丹後鉄道区間内の切符販売に対してKTRから手数料をいただくものでございます。定期ですと2%、定期以外ですと5%の手数料ということになっております。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

44ページ、45ページをお開き願います。第2款総務費、総務管理費、一般管理費の第8節報償費でございますが、謝礼、記念品料として閉町式の開催費用を支出いたしております。

12節役務費でございますが、文書配達手数料131万4,030円を支出いたしております。不況対策事業の一環といたしまして、旧村単位に町から配布します文書の配達員を5名雇用し、月2回配布いただいております。1通30円で配布いただいておりますので、4万3,801通の文書配布をいただいたこととなります。

46ページ、47ページの第13節委託料の備考欄の一番下に訴訟委託料を56万3,420円支出いたしております。ご承知のように、町民グラウンド隣接地が崩壊をいたしました。土地所有者に安全対策を講じるよう訴訟に踏み切りをいたしました。しかし、崩壊した用地に町が先取り特権の登記を行い、加害者にかわって安全対策を行うと。町が安全対策工事を行

うということで和解をいたしました。この支出は弁護士さんに対する成功報酬でございます。

50ページ、51ページをお開き願います。第5目財産管理費の13節委託料でございますが、幾地コミュニティ広場の管理委託料を100万円支出いたしております。8月の臨時議会の指定管理者の議案につきまして議論となった部分でございます。

第7目宮津線対策費でございますが、野田川駅の管理運営に対する費用等を支出いたしましたものでございます。7節の賃金から53ページ、18節の備品購入費までがその費用でございます。総額478万209円を支出いたしております。先ほど販売手数料をご説明申し上げましたが、販売手数料だけではとても管理ができないということでございます。

56ページ、57ページをお開き願います。第14目合併準備費でございますが、野田川町が担当いたしました暮らしのガイドブックや紙折機の購入費用などを支出いたしましたものでございます。

以上が、総務費でございます。

次に、第9款消防費についてご説明申し上げます。126ページと127ページをお開き願います。

2目非常備消防費、19節負補交では、消防互助年金加入補助助成金を456万円支出いたしております。年間の掛金でございますが、1人6万円となっております。町と団員が折半で加入いたしておりますが、この制度は合併後は廃止といたしております。

3目消防施設費の15款工事請負費は、40トン級防火水槽の新設2基と消火栓の新設等工事費7カ所、合わせて1,666万350円を支出いたしております。

次に、土地取得特別会計についてご説明を申し上げます。297、298ページをお開き願います。第2款公債費は22万7,289円を支出いたしております。土地開発公社で先行取得いただいている用地等に係る利子の支払いでございます。

第3款諸支出金は、分譲宅地特別会計に1,496万4,400円を繰り出しております。現在建設を進めております三河内の児童公園用地を分譲宅地特別会計から土地開発基金により購入をいたしましたものでございます。

以上で、総務課所管分のご説明とさせていただきます。

委員長（赤松孝一） 次に、秋山主幹。

秋山主幹 おはようございます。旧野田川町で税務課長をしておりました秋山でございます。それでは、税務課所管分の説明をさせていただきます。

まず、歳入につきましてご説明申し上げます。税務課の所管にかかわります歳入につきましては、決算書の12、13ページをお開き願いたいと思います。

町税、いわゆる町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税の2月末までの合計額をそれぞれ計上させていただいております。合計の町税の金額が一番上に記載をしております。調定額につきましては7億9,423万1,613円でございます。それに対する収入済額が6億5,101万7,462円でございます。この時点の未納額が差し引き1億4,321万4,150円となっております。この時点の収納率は81.96%でございます。

また、不納欠損額は109万4,116円でございます。差引収入未済額は1億4,212万35円でございます。大変多額にはなっておりますが、2月末までの収入に対す

るものでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。この額を与謝野町へ引き継いでいるところでございます。

また、各町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税の明細につきましては、特にご説明は申しませんが、お目通しをいただきますよう、お願いをいたします。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。決算書の56、57ページをお開き願ひます。そこが徴税費という形で税務総務費から始まっております。税務総務費につきましては特に申し上げることはございませんので、次のページをめくっていただきまして、58、59ページをお開き願ひます。そこに賦課徴収費の中の主なものにつきまして、ご説明申し上げたいと思ひます。

まず、8節の報償費でございますが、町税納期前納付報奨金を403万827円支出をしております。いわゆる納期前に納付された税額に対する報奨金を支払っているものでございます。旧野田川町の場合は、納付額に100分の0.5を掛けた金額を報奨金とお支払いをしております。件数としましては2,292件の前納をしていただいております。総額が2億2,397万4,500円という形で、2月末までの収納に対する前納報奨金の割合は約34%の金額が前納として納付をされております。

続きまして、13節委託料でございます。その中で固定資産評価更新等業務委託料を472万5,000円支出しております。これは現在の土地評価データにつきまして見直し、修正をいたしまして、毎年、土地評価の適正化を維持するために、業者委託によって行っているものでございますが、さらに17年度につきましては、平成18年度の評価替えに向けての作業を加えて行ったものでございます。これらのデータにつきましては、地図システムにより管理しているところでございます。

次に、その下の構図マイラー化委託業務、これが187万5,000円支出しております。これは従来、旧野田川町におきましては、構図をアルミケント紙といひます、いわゆる分厚い紙で作成された構図をつくっておりましたが、作成されてから相当年数もたっているということから、破損や汚れがひどいために、今後の保存や利用等を考慮しまして、耐久性のある半透明のフィルムに転写したマイラーという材質のものに更新したものでございます。

なお、旧加悦町、岩滝町におきましては、既にマイラー化は完了をしているものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、税務課所管分の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

委員長(赤松孝一) 岡田課長。

岡田課長 おはようございます。それでは、旧野田川町福祉課の所管分につきましては、一般会計の民生費、衛生費の一部、労働費の一部と国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、老人保健特別会計でございます。

一般会計の3款民生費からご説明を申し上げます。

まず、1項社会福祉費でございますが、67ページをお開きください。

社会福祉総務費の20節扶助費では、火災1件と積雪による倒壊2件に対し災害見舞金18万円を支出しております。

69ページの一番上、暮らしの資金貸付金は25件、260万円を貸し付けております。限度

額は1件当たり20万円でございます。

その下の就学資金貸付金は、社会福祉施設従事者の養成及び確保を目的として、必要な資格を取得するための授業料に係る資金を貸し付けるものでございまして、月額2万5,000以内、貸与期間2年以内とする制度でございます。16年度、17年度に貸し付け決定をした者5名に対し、4月から12月までの9カ月分、112万5,000円を貸与しております。

障害者福祉費、老人福祉費、福祉医療費などは前年度と同様の事務事業を継続実施したものでございまして、特に申し上げるものはございません。

85ページをお開きください。2項児童福祉費の児童福祉施設費でございますが、15節工事請負費では、保育室並びに職員支出のエアコン23台を整備し、2,062万7,250円を支出しております。遊戯室を除きまして、全保育所のエアコン整備が完了いたしました。

86ページ、87ページをお開きください。4款衛生費の保健衛生総務費でございますが、15節工事請負費では、保健センター駐車場の整備に341万6,700円を支出しております。15台程度の駐車が可能となりました。

また、17節公有財産購入費1,076万8,856円は、保健センターの駐車場用地約500平方メートルを購入したものでございます。

90ページから93ページの健康対策費では、住民検診を自己負担無料で実施しております。

5款労働費につきましては、特に申し上げるものはございません。

以上が、一般会計でございます。

引き続き、特別会計につきましてご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計事業勘定でございますが、199ページ、200ページをお開きください。歳入の国民健康保険税は、一般被保険者の医療費分現年度分は1世帯当たり10万600円、介護納付金分現年度分は1人当たり1万7,950円、退職被保険者等の医療費分現年度分は1世帯当たり14万580円、介護納付金分現年度分は1人当たり1万7,350円を当初課税額としております。

207ページ、208ページをお開きください。歳出の保険給付費でございますが、前年度と比較し、一般被保険者療養給付費は13.6%の増、退職被保険者等療養給付費は2.2%の増、209ページ、210ページの一般被保険者高額療養費は7.5%の増、退職被保険者等高額療養費は31.7%の減となっております。

211ページ、212ページをお開きください。老人保健拠出金は、前年度と比較し8.2%の増、介護納付金は11.3%の増、高額医療費共同事業拠出金も13%の増となっております。

次に、直営診療施設勘定でございますが、歳入の診療収入は、医師不在の期間が3カ月余りございましたので、大幅な減収になっております。

227ページ、228ページをお開きください。歳出の一般管理費の8節報償費では、医師2名にそれぞれ月額10万円の支払いと9節旅費では、医師が津市内と京都市内から通勤されておりますので、交通費を支給しております。

229ページ、230ページの医療用機械器具費の18節備品購入費は、昭和61年度の診療所整備時に導入しました内視鏡、超音波診断装置などを更新したものでございます。

続きまして、介護保険特別会計でございますが、歳入につきましては特に申し上げるものはご

ざいません。

歳出の保険給付費でございますが、249ページ、250ページをお開きください。要介護認定者の居宅介護サービス給付費は、前年度と比較し4.57%の増、施設介護給付費は、介護報酬の引き下げによりまして1.66%の減、居宅介護サービス計画給付費は17.99%の増など、介護サービス等諸費では1.68%の増となっております。また、要支援認定者の支援サービス等諸費も0.33%の増となっております。

251ページ、252ページをお開きください。特定入所者介護サービス等費は、介護保険法の改正によりまして、昨年10月から居住費、食費を利用者に負担していただくことになりましたが、低所得者の負担を軽減するため、新たに補足給付することになったものでございます。

続きまして、263ページからの老人保健特別会計でございますが、歳出の医療諸費は、前年度と比較し、ほぼ横ばいの状況で、決算上は赤字となっておりますが、支払基金、国庫、都道府県、市町村の負担割合が定められた会計でございますので、赤字になったとしても翌年度に精算されることとなっております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長(赤松孝一) 日高主幹。

日高主幹 おはようございます。旧野田川町町民・環境課長をしておりました日高でございます。よろしくお願申し上げます。

町民・環境課につきましては、総務費の戸籍住民基本台帳費、民生費、社会福祉総務費の一部で人権啓発事業、それから衛生費の環境衛生費、じんかい処理費を負担しておりました。

まず、歳入からご説明申し上げます。

決算書18、19ページをお開きいただきたいと思います。12款使用料及び手数料、2項手数料でございますが、3目衛生手数料、2節清掃手数料で不燃物処理手数料207万5,600円を計上いたしております。前年度対比いたしまして29万7,500円の減、搬入料は約203トンで、34トンの減となっております。

続きまして、30、31ページをお開きください。15款財産収入、2項財産売払収入、2目物品売払収入で520万円を計上いたしております。これはじんかい収集車2台を収集業務を委託しております、おのえ株式会社に売却したものでございます。

続きまして、37ページをお開きください。19款諸収入、5項雑入、5目雑入の備考欄の中段でございますが、じんかい処理組合職員退職金相当負担金返還金572万4,988円を計上いたしております。これは平成14年にクリーンセンターの職員が宮津市に採用されました。その折に、その職員にかかります退職金相当額を組合で負担していたものでございますが、宮津市が退職手当組合に加入いたしましたので、返還請求をしたものでございます。

それでは次に、歳出についてご説明申し上げます。

戸籍住民基本台帳費、人権啓発事業につきましては、特に申し上げる事項はございません。94、95ページをお開きください。4款衛生費、2項清掃費、2目じんかい処理費、13節委託料の上段、廃棄処理委託料114万7,314円支出しております。これは旧処分場に保管しておりました乾電池8,730キログラムを処理委託したものでございます。

次に、その下段の最終処分場発生ガス観測移動設置業務委託料としまして92万

4,000円を支出しております。旧処分場の廃止のために必要な埋立地内の発生ガスの調査を行う観測所を設置したものでございます。

内容でございますが、口径66ミリで掘削し、…管、塩ビ管40ミリを設置しております。深さは11メートルでございます。

それから、17節公有財産購入費で742万5,000円を支出しております。これは旧最終処分場用地を幾地財産区より購入したもので、購入面積は1万3,500平方メートル、単価は550円でございます。旧処分場用地は幾地財産区より借用して設置された施設でございます。埋め立て終了後は町が買い取ることであったものでございます。

次のページに参りまして、19節負担金補助及び交付金でじんかい処理施設所在地交付金として300万円を支出しております。これは旧最終処分場、新最終処分場の所在地であります幾地区に対しまして、旧最終処分場分が100万円、新最終処分場分が200万円でございます。なお、旧最終処分場にかかります交付金につきましては、17年度で終了しております。

以上、環境・環境課所管事項について簡略にご説明申し上げましたが、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長(赤松孝一) 浪江主幹。

浪江主幹 旧野田川町農林課長をしておりました浪江と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、旧野田川町の農林課所管分について、特徴的な点に絞ってご説明を申し上げます。

なお、歳入につきましては、大部分、新町になってから受け入れをいたしておりますので、省略をさせていただきます。また、金額は、1,000円未満を略させていただきます。

まず、96ページの6款農林水産業費をお開きください。1項農業費の1目農業委員会費は、99ページにかけまして、農業委員会活動経費及び事務的経費を総額で978万1,000円支出いたしております。農業委員会は委員数18名で構成し、毎月1回の総会審議や農地パトロール、利用権設定等の推進を行ったものでございます。

次に、100ページから103ページの3目農業振興費についてご説明を申し上げます。

19節負担金補助及び交付金で総額700万7,000円支出しております。この内容をご説明いたします。

主なものとしましては、農業祭負担金18万6,000、農林業振興事業費補助金278万4,000円、出納共同防除事業補助金168万9,000円、生産調整推進対策事業費補助金188万1,000円などでございます。

農林業振興事業費補助金は、農事組合へ助成193万8,000及び農業団体の活動や共同用機械の購入に対しまして、補助金5件で84万6,000円でございます。出納共同防除事業補助金は、農家の労力節減の目的で、平成15年度から全地区で無人ヘリによる共同防除に取り組んでおり、これに対する補助金を交付したものでございます。

生産調整推進対策事業費補助金は、国の産地づくり交付金の対象とならない取り組みや小規模農家の生産調整を支援するための町独自の助成及び牛糞・もみ殻堆肥の利用に係る土づくり補助金を交付したものでございます。

次に、102ページから105ページの4目農地費でございますが、15節工事請負費で室ノ木農道改良工事費を987万円支出しております。石川地内の上地集落から川上集落を結ぶ延長



633メートルを幅員5メートルで改良をしていたもので、平成17年度に繰り越しを行って舗装工事を実施したものでございます。

その下の19節負担金補助及び交付金では、農林業振興事業費補助金を167万9,000円支出しております。地元が行われます水路や遺跡、用水ポンプ等の改良あるいは浚渫工事に対して、平成17年度で全体7件、うち旧町では4件の補助金を支出したものでございます。

次に、104、105ページの5目畜産業費は、総額が15万6,000円支出しております。旧野田川町では、肉牛1戸、乳牛1戸の畜産農家がございまして、子ウシの生産奨励補助、また病気にかからないための検査手数料補助を支出してきたものでございます。

次に、104ページから107ページの2項林業費、2目の林業振興費についてご説明を申し上げます。

12節役務費手数料を25万円支出しております。有害獣駆除の手数料でございまして、旧町ではシカ18頭、イノシシ32頭、計50頭を駆除し、1頭5,000円の手数料を支出したものでございます。

15節工事請負費は、作業道整備工事費を1,712万7,000円支出しております。石川地内の作業道2路線の舗装工事を実施したものでございます。

16節原材料費は、9,000円支出しております。広葉樹の苗木をスギ、ヒノキの新植の際に10分の1の本数分支給してございまして、54本を支給したものでございます。そのほか有害獣捕獲おり2基9万円、小規模造林事業費補助金3件6万8,000円、宮津地方森林組合育成等補助金30万8,000円などを支出いたしております。

次に、少し飛びますけれども、161ページをお開きください。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費は、2目農業用施設災害復旧費の15節工事請負費を2件257万2,000円、また19節農業用施設災害復旧補助金を同じく2件26万7,000円、また3目林業施設災害復旧費の15節工事請負費を林道1路線659万7,000円支出しております。いずれも23号台風を受けて復旧を行いましたもので、平成17年度で同台風被害にかかります復旧はすべて完了をいたしております。

以上が農林課所管分の決算でございます。

よろしくご審議いただきまして、ご承認をいただきますようお願いいたします。

委員長(赤松孝一) 太田課長。

太田課長 それでは早速ですが、旧野田川町産業情報化として事業を行ってございました所管内容につきましてご報告を申し上げたいと思います。

文書広報費、情報推進費、労働費、商工費を受け持つておりました。歳入につきましては特に申し上げることはございません。歳出から説明をさせていただきます。

48、49ページをお開きください。2目文書広報費でございますが、主な事業といたしましては、町報の発行並びに回覧板の発行事務を行ってございました。11節需用費の印刷製本費はその経費でございまして、11回分を計上させていただいております。ほかに特に申し上げることはございません。

次、3目情報推進費でございますが、ここではホームページの更新事務を行ってございました。この事務につきましては、職員が直接、更新業務を行ってございましたので、特に経費は必要がご

ございませんでした。電話回線料等が主な経費でございます。

次に、96ページ、97ページをお開きください。勤労者総合福祉センター費、いわゆるわくばるにかかります運営経費でございます。11節需用費、修繕料228万2,000円でございますが、この施設の大きな特徴であります舞台の関係にかかります調光の大きな施設がありますが、それに主なものとして120万円計上させていただいておりますし、ほか自動扉の修繕とかというようなものがこの中に含まれております。この施設につきましては、従来から財団法人コミュニティ野田川に管理運営を行っております、その委託料、精算させていただきました金額が1,128万円となりました。

15節の工事請負費でございます。125万3,000でございますが、特徴的なものにつきましては、あそこの横にあります大きな駐車場、交流広場と言っておりますけれども、そこを駐車場ラインをきちっと引かせていただきました。66万5,000円計上させていただきました。それと、駐輪場がございませんでしたので、駐輪場を設置58万8,000円が主なものでございます。

それから、18節備品購入費でございますけれども、2階にございます研修室がございまして、プロジェクターを設置しておりますけれども、ビデオ等のプロジェクターのみでございましたので、近年はコンピュータを使いましたパワーポイント等の説明等が非常に盛んでございまして、その対応に向けての設置を行ったものでございます。

次に、104ページをお開きください。商工費でございます。商工振興費から説明させていただきますが、8節報償費、これは講習会の講師謝金でございますけれども、これは着物着付教室が主なものでございまして、特徴的に、旧野田川町におきましては、年間を通して60回の教室を開いております、76人の参加があったものでございます。

次に、19節を説明させていただきます。負補交でございますが、2,408万7,000円を支出いたしております。主なものとしたしましては、商工会補助金1,653万9,000円、これは一般補助として970万円、それから旧野田川町の場合は、特別事業ということで事業を実施していただいております、その一部補助をしておりますが、その内容を少し説明させていただきますと、青年部の活動補助として28万5,000円、それから万燈事業80万円、それから京阪神の大学生を呼び込んでの着物体験事業、これが50万円、それから伝統祭事4万5,000円、それから野田川太鼓にかかります振興補助9万5,000円、大型店対策に伴います商業活性化事業55万1,000円、織物活性化事業361万3,000円、それからおりっこカード会機材更新補助としまして95万円補助を行っているものでございます。

次に、制度融資等につきまして説明させていただきます。37万5,000円の保証料でございますが、これは制度融資にかかります保証料の補助を行うものでございまして、2分の1限度額、30万円で5件補助を行ったものでございます。

次に、商工設備資金利子補給でございますが、これは264万3,000円。これはプロパー、いわゆる制度融資以外の融資を金融機関で行われまして、そのうち設備の融資を受けられた者に対しまして、年利2.5%以内の2%で、マツダに2.0%をもって69件の利子補給を行ったものでございます。

続きまして、マル野につきましては194万8,000円、これは1%を超える額について

58件、利子補給を行っております。利率につきましては2.4と2.6の方がございますので、その差額を補給をしているものでございます。

村おこし補助金でございますが、69万9,000円。これは産業振興に期する事業に対して補助金を行うもので、補助率2分の1、限度額50万円、今回は9団体に行っておりまして、研修事業に3団体、それから産業振興に期するものにつきまして、それから新商品開発をあわせまして6団体、9団体に補助を行っているものでございます。

それから、111ページでございますが、新商品開発補助金の制度を持っておりまして、これは丹工が実施します事業の限度額を超えた額の20万円の範囲で町が補助をしていくものでございまして、内訳としましては、白生地が開発が3事業所、先染めの開発が2事業所、服地が5事業所ございまして、それぞれ補助を行っているものでございます。

21節の貸付金につきましては、制度融資にかかります預託金でございます。収入の方にも上げさせていただいております。

次に、3目観光振興費でございますけれども、大きくはヒマワリ15万本事業とそれから野田川自慢事業がございます。2事業を説明させていただきます。

ヒマワリ15万本事業につきましては、11節の消耗品費24万9,000円のうち20万7,000円、これは種代でございます。

13節委託料82万3,000円、これがヒマワリ畑の端から含めた管理料でございます。

それから、14節使賃183万5,000円、これはヒマワリ畑の地代でございます。

それから、19節負補交、これが95万円でございますが、ヒマワリにかかります実行委員会の負担金でございます。この事業は17年度、381万5,000円の事業をもって実施をさせていただいたところでございます。ちなみに、入場者数につきましては8,468人、95%以上が町外ということでございます。また、模擬店を展開させていただいておりますが、総売り上げで80万円の売り上げをさせていただいているところでございます。

次、野田川自慢でございますが、この事業は、野田川町におきまして優良産品認定をさせていただいております。特産品の認定をさせていただいております。認定をさせていただきました組織の方が業者会を設置されまして、その方々との特産品のPRと町のPRを一緒に行っている共同事業で事業を実施しているものでございます。報償費の8万4,000円は、特産品をプレゼントとして使ったものでございます。

それから、9節の旅費14万2,000円のうち7万1,000円が、職員が対応しました旅費の部分でございます。それから、ダイレクトメールを約350通、旧野田川町の職員、商工会の職員等が京都市内、京阪神のネットワークのある方にダイレクトメールをこの事業に対して送っておりまして、その経費も合わせますと、総事業で20万円の事業でこの事業を実施しているところでございます。

ちなみに、17年度は京都市内の錦市場の一角で2日間やりまして、来場者数450人、販売額は少ないですが、12万円ということで事業を実施したところでございます。

次に、112ページをお開きください。4目織物技能訓練センター費でございます。主な事業といたしましては、染色教室にかかります報償費が主なものでございます。また、修繕料に掲げております50万円のうち39万9,000円は、西側の空き地がございまして、そこに砂利を

敷き詰めたということで、あそこの施設も充実しましたので、来場客もたくさんあるということで、少しでももてなしの部分で駐車場の整備をさせていただいたものでございます。

それから、19節負補交の織物技術指導補助金234万9,000円でございますけれども、3月にも72万6,000円を与謝野町の方で払っておりますが、これは野田川町の織物技術指導ということで、過去から職員を1人設置しております、その支援をさせていただいているものでございます。

次に、5目森林公園費でございますが、11節の修繕料244万7,000円の主なものを申し上げますと、この森林公園費の中には、もちろん森林公園とそれからユースセンターにかかります経費も一緒になっております。修繕の中にはユースセンターの畳がえ70万円、カーペットの張りかえ22万円、ふすまの張りかえ21万円等々が主なものでございます。

それから、公園関係につきましては、管理棟の入り口舗装が36万2,000円を計上させていただいております。ちなみに、13節の委託料に1,342万円を計上させていただいておりますが、ここも森林公園ユースセンターは、ご承知のとおり、財団法人コミュニティ野田川に委託をしております、その精算額がその金額というものでございます。

115ページ、15節工事請負費の927万7,000円、これは森林公園内の下にあります屋内交流広場、これの支柱、屋根等の舗装をすべてやり直しました。795万9,000円でございます。それから、公園内の暗渠が少し悪いところ、じくじくするところがございまして、その修繕等を行ったものでございます。

以上でございますが、財団法人コミュニティ野田川につきましては、皆さんの方には別途決算書をお配りしておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上でございます。

委員長(赤松孝一) 平野課長。

平野課長 それでは、建設課の所管事項につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、一般会計の歳入からご説明申し上げますので、決算書の16ページをお開きください。

12款の使用料及び手数料、4目土木使用料のうち道路占用料としまして、関西電力、NTTから220万1,000円余りを受け入れております。次いで、町営住宅の使用料ですが、現年度分の90.10%、滞納繰越分につきましては18.30%の徴収率で、1,903万5,000円を収納いたしておりますが、これにつきましては、旧岩滝、旧加悦でもありましたように、口座引き落としの関係で、かなり金額が低くなっているものでございます。

次いで、22ページをお開きください。13款国庫支出金の9目の災害復旧費国庫負担金でございますが、平成16年度の台風21号及び23号の災害復旧事業負担金として1,780万9,000円を受け入れております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

114ページをお開きください。8款土木費でございますけれども、1目道路橋梁総務費でございますが、11節の需用費、電気料で143万1,000円を支出しております。新町になりましたから、すべての街灯の電気料を町を負担することになっておりますので、次年度からはかなりの倍数になるというふうに思われます。

次に、116ページをお開きください。2目の道路維持費でございますが、同じく13節の委

託料、除雪作業を13業者の方に委託をしまして、10日間除雪をしていただいております。その金額が3,592万9,000円余りを支出いたしております。

続きまして、次のページ118ページ、3目の道路新設改良費の13節、同じく委託料でございますけれども、町民グラウンド横の法面の崩壊部分の測量設計費といたしまして294万円を支出しております。

120ページ、7節の公有財産購入費では、町道藤の森線や石川上山田線等の用地購入費等でございます。丹後地区開発公社からの買い戻しをあわせまして、601万5,000円を買い取ったものでございます。

同じく河川費でございます。1目の河川総務費、15節の工事請負費につきまして、京都府が施工してくれました岩屋川の河川公園内に水飲み場の設置工事として34万6,000円余りを支出いたしております。

次いで、125ページをお開きください。住宅費の1目住宅管理費、13節委託料は、大藪団地の污泥マスの清掃業務と町営住宅の集会所の管理等で47万9,000円を支出いたしております。

そのほか工事関係につきましては、きょうですか昨日ですかわかりませんが、議会事務局の方より資料として差しかえてしていただいております。差しかえの理由につきましては、一番当初は、2月28日現在の数字を入れておまして、中には3月31日の数字を入れとったものもございましたので、3月31日に統一した資料でございます。一度お目通しをお願いいたします。

続きまして、最後の分譲宅地でございますけれども、309ページをお開きください。分譲宅地の歳入につきましては、今やろうとしております大道の分譲宅地が造成が完成をしております。したがって、収入はゼロで、ありません。一部公園用地といたしまして、土地取得特別会計から1,496万4,400円を繰り入れております。

歳出につきましては、人件費と委託料等でありまして、約2,200万円の現在は赤字となっております。しかしながら、大道分譲宅地が完成し完売をいたしますと、この赤字は解消されるというふうになります。また、私がやるわけではないんですが、建設課の方で一様の開発計画等は引き継ぎをしておりますので、やってくれるものと思っております。

以上、簡単ではありますが、平成17年度の建設課の決算説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきように、よろしくをお願いいたします。

委員長(赤松孝一) 次に、鈴木教育次長。

鈴木次長 それでは続きまして、私の方から教育委員会の所管事項の決算につきまして、特徴的なものをご説明申し上げたいと思います。

まず初めに、歳入からご説明を申し上げます。

決算書の30ページ、31ページをお開きください。16款寄附金、7目の教育費寄附金、そして3節社会教育費寄附金でございますが、この決算書の中で2,720万円を計上しております。この寄附金につきましては、下山田公民館にかかります、いわゆる地元・下山田区の負担分と、それと地元の方々から寄附をちょうだいしておりますので、そういった寄附を受け入れたものでございます。それら合計しまして2,720万円ということでございます。

次に、34ページ、35ページをお開きください。この35ページの一番下になりますが、1節雑入でございます。その一番下にコミュニティ事業助成金3,775万円というふうに計上しておりますが、この中には下山田公民館建設にかかります助成金が3,675万円含まれております。したがって、この決算額からの、その100万円につきましてはほかの事業の助成金であるというふうにご理解をいただいたらと思います。

そのほか歳入につきましては、特にご説明をさせていただくものはございません。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。決算書の136ページ、137ページをお開きください。136、137ページでございますが、10款教育費の2項小学校費、1目学校管理費の中ほどに13節委託料の科目がございます。その委託料の一番下の欄でございますが、耐震診断委託料としまして1,714万2,000円を支出をしております。野田川町の場合におきましては、平成15年度に三河内小学校の校舎とそして市場小学校の校舎の耐震診断を実施しました。それで、昨年度、平成17年度につきましては、そのほかのいわゆる残りの各小学校の校舎及び体育館の耐震診断をしたということでございます。ただし、ここでご注意いただきたいのが、岩屋小学校の体育館につきましては、昭和63年度に建設をしておりますので、この耐震診断につきましては、いわゆる耐震診断の対象外ということで、この金額の中には含まれておりません。

また、このページ137ページの一番下に15節工事請負費としまして、学校施設整備工事費1,385万4,750円を計上しておりますが、この金額の中には各小学校のパソコン教室のエアコン設置ですとか、校長室のエアコンの設置ですとか、それらを合計しまして1,045万5,900円を含んでおります。この1,385万4,750円の中に1,045万5,900円、パソコン教室と校長室にエアコンを設置をした工事費が含まれております。

次に、142ページ、143ページをお開きください。これは3項中学校費でございます。中学校費の1目学校管理費の13節委託料ということで、中ほどの一番下に書いておりますが、この委託料の一番下の耐震診断につきましても、先ほど申し上げましたように、小学校と同様に耐震診断調査の委託料としまして372万150円を支出をしております。旧野田川町の江陽中学校の場合につきましては、校舎につきましては昭和60年、62年、その2年間かけまして建設をされておりますので、耐震診断は対象外ということでございますが、この委託料につきましては、中学校の体育館とその奥に格技場と申しますか、小体育館があるわけでございますが、その耐震診断を実施したものでございます。

次に、154ページ、155ページをお開きください。5項の社会教育費の2目公民館費でございます。その上段の部分に15節工事請負費でございますが、備考の欄に書いておりますように、下山田公民館建設工事費6,523万5,450円ということで、この決算額を書いておりますが、この中には、いわゆる建物とは別に、その建物を建設するときの進入路の工事費が含まれております。その進入路の工事費につきましては、45万450円含んでおりますので、差し引きいたしますと、下山田公民館の建設にかかりました実質的な工事費につきましては、6,478万5,000円が公民館建設に要しました実質的な工事費ということでございます。

それから、その下には、下山田公民館用地の造成工事費としまして548万6,250円を計上しておりますが、これは第2期工事としまして、平成17年度は駐車場の舗装ですとか、その公民館の横に広場を持ち合わせておりますので、その広場の整備をしたと。いわゆるそういった

第2期工事としまして外溝工事をした事業費でございます。

そのほか文化財あるいは社会体育費等につきましては、特に申し上げることはございません。

以上で、教育委員会所管の特徴的な決算事項の説明とさせていただきます。

委員長（赤松孝一） 小西課長。

小西課長 それでは、旧野田川町上下水道課所管の簡易水道特別会計及び下水道特別会計の2会計につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、簡易水道特別会計からご説明申し上げます。決算書の180、181ページをお開きください。歳入についてご説明させていただきます。

1款使用料及び手数料の水道使用料現年分ですが、調定額は4月分から2月分までの11カ月分であるのに対しまして、収入済額は4月分からおおよそ1月分までの10カ月を収納した額でございますので、収納率は91.2%と低くなっております。滞納繰越分につきましては、収納率32.9%でございます。

次のページの5款繰入金は、一般会計繰入金交付税相当分が2,820万6,000円、消火栓管理費分が5万円を受け入れしております。

次に、歳出についてご説明させていただきます。

歳出の主なものといたしましては水道改良費でございまして、188ページ、189ページをお開きください。13節委託料は、市場簡易水道実施設計委託料で871万5,000円を支出しております。

15節工事請負費の浄水施設新設改良工事費3億806万6,850円は、市場簡易水道四辻浄水場新設工事のほか、市場簡易水道総配水管布設及び配水池用地造成工事でございます。その下の導水管等布設がえ工事費461万4,750円は、山田簡易水道の導水管で一部石綿管を塩ビ管に布設がえしたものでございます。

以上が、簡易水道特別会計でございます。

続きまして、下水道特別会計をご説明申し上げます。決算書の277、278ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金の下水道受益者分担金は、現年度分の収納率が83.3%、過年度分の収納率が11.1%となっております。その下の2款使用料及び手数料の下水道使用料では、現年度分の収納率が92.1%、滞納繰越分の収納率が44.3%で、収納率が低いのは、先ほどの水道使用料と同じでございまして、11カ月分の上程に対し、おおよそ10カ月分の収納によるものでございます。

3款国庫支出金でございますが、1億2,000万円の補助金に対しまして執行見合分2,953万9,000円を受け入れしております。

5款繰入金では、一般会計繰入金が2億8,428万4,000円。

次のページの一番上でございます。公共下水道事業建設基金から157万4,000円を繰り入れしております。

次に、歳出をご説明申し上げます。283、284ページをお開きください。

2目下水道建設費、13委託料は、実施設計及び認可変更委託料を合わせて、2,236万5,000円を支出いたしております。

その下、15節工事請負費2億5,964万5,500円、これは管渠布設工事、舗装本復旧工事など、11本について執行したものでございまして、そのうち精算まで行いましたのが9本、前金のみ支払いましたのが2本でございます。また、施工しました地区は、岩屋、四辻、上山田、下山田、石川地区で、通年での整備面積は17.5ヘクタールを整備したものでございます。

次のページの19節負担金補助及び交付金は、宮津湾流域下水道建設負担金で、与謝野町1カ月決算で支出を行っております。

その下、22節補償補てん及び賠償金は、下水道管渠工事により使用となります水道管、ガス管等の布設の補償費でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

委員長（赤松孝一） これで全職員の説明が終わりましたので、本日は早く終わりましたので、55分まで休憩といたします。

（休憩 午前10時39分）

（再開 午前10時55分）

委員長（赤松孝一） 休憩を閉じまして、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

日程第1、議案第137号、平成17年度野田川町一般会計歳入歳出決算書についてを議題とします。

提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありますか。

伊藤議員。

委員（伊藤幸男） それでは、野田川町の一般会計決算の質疑に入りたいと思います。

私は前回の一般会計の岩滝町の質疑で述べましたが、時間がなくて、改めて初めからちょっとやり直したいと思っています。

ごみの広域化事業の宮津と地元波路地区との秘密協定のコピーを入手いたしました。これを中心に今回は質問します。

初めに、ごみ広域化計画の概要と経過を述べておきます。

平成11年度当時、与謝郡4町のクリーンセンターは、20年がたち老朽化で、新たな第2のクリーンセンターをほぼ内定していたところ、京都府が急遽、この広域化計画を示してきました。それは第一弾として、宮津与謝1市4町規模の30億の焼却炉を建て、第2弾で、2015年ごろには丹後1市10町対象の100億円規模の大型焼却炉を建設するという膨大な構想でした。与謝郡4町は、第2のクリーンセンター計画を具体化してみましたが、京都はこれには補助金は出さないといい出し、財政的な誘導で方針転換を迫られました。この広域化計画にそして加わって、そして焼却炉を平成13年春、宮津の波路に建設をいたしました。与謝クリーンセンターは20年たっておりますが、ダイオキシン対策では職員の献身的な努力で、全国でも優秀な低い数値を実現してきました。一方、民間委託した波路の施設では、四、五年程しかたっていない電気集じん機なのに、ダイオキシン数値が基準をはるかに超え、宮津市は簡単に数億円をかけてバグフィルタにかえてしまいました。各町議会では、波路との合意ができていない問題や各町が宮津市に委託し、それをまた民間企業に委託するというダブル委託になるために、議会がチェック



できないのではないかという問題、10数年後には丹後全域で100億円かけた大型炉を建設することがむだ遣いになるのではないかという問題、いろいろな問題が出されました。宮津市がなかなか波路地元との協議をしない中で、与謝郡の議会が附帯決議などを挙げ、与謝郡の助役会も地元協議の促進を求める申し出まで行いました。こういうようなもとの、平成13年度の出納閉鎖直前、5月の末に地元波路との合意ができたという宮津側から回答がありました。そして、波路地区との協定書が平成13年7月27日に交わされ、大まかに言って交わされた。大まかに言って、こういうことで概要と経過で正しいと思うんですが、課長に基本的な答弁をお願いしたい。認識を。

委員長（赤松孝一） 日高主幹。

日高主幹 伊藤議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

当時、私、担当課長で、担当課ではございませんでしたので、それまでの詳しい交渉経過なり、そういうものについては承知あげませんが、経過といたしまして、今おっしゃられましたように、13年5月30日に波路地区で総会が開かれまして、その中で同意がされたということでございます。それを受けまして、委託を行います旧4町が31日で、12年度にかかります負担金等について支払いしたということで、それまで何もせずに、担保は何もなくて、負担金を払うとかそういうことはできないことで協議が進んでおりました。それで地元の同意がとれたということでございます。

それから、7月27日でしたか、それで協定書なり当時の理事者立ち会いのもと調印されたということをお聞きしております。

それで、期間がどうのこうの、私も経過わかりませんので申し上げられませんが、同意がとれたことでスタートしたというようにとらえております。

委員長（赤松孝一） 伊藤委員。

委員（伊藤幸男） 次にですね、きょうは冒頭言いましたように、これが秘密協定のコピーというもので、4枚にわたって書かれております。この点について後でまた詳しくは述べます。本物かどうかという検証をまずしたい。もちろん宮津市は、「そうしたものはない」、これが見解です。宮津市の理事者は、「無断で担当者が市長印を使ったのではないか」とか、「市役所側に伺い書が控えがない」、こう述べています。これらの発言は正規の市長の公印であることを認めた形になります。しかも、13年度末から出納閉鎖直前まで、地元となかなか行儀ができなかったわけであり、特別の条件提示がなければ協議の場につける状態ではなかった。そう考えると、後で述べますが、この異常な秘密協定の内容は、担当者個人が勝手に約束できるような代物ではない。もし、担当者が個人でやったと言うなら、その職員をなぜ懲戒免職、告訴をしないのかと、こういう疑問が生まれます。当時、その職員は、徳田市長が推薦する京都市内の病院の診断書をつけて、病気を理由に、平成16年6月、依願退職をしています。この当時のこの時期も、地元からのアクションと符合します。宮津市は当時、事業期限が来ていることもあり、協定を強引にでも成立させなければならぬという状況に追い込まれていました。こういう点から想定すると、徳田市長の了解なしに秘密協定がつけられるはずがない。

それで、このコピーの中身について、コピー、いわゆる秘密協定の中身について触れたいと思います。時間が無いので要約して申し上げますので、お許し願いたいと思っています。

まず、一番初めの協定期日ですが、13年5月30日付です。もちろん公印があります。その一つはですね、設置期限を過ぎれば、1日につき100万円を波路自治会に支払う。このほか、ダイオキシン対策やごみ搬入の問題、地域周辺の振興の問題、こういった5項目が合意されています。そして、それ以外に三つの個別の協定があります。これも全部公印が押されています。

そこで、一つ目の文書は、先ほど述べた1日につき100万円という文面です。二つ目が、ここが難しいですが、非常に意味深なんです。協力金のうち6,000万円は地域振興策に充当すると、こうなっているんですね。これは非常に、従来の公式の協定とは違う。三つ目の文書は、下水道整備の受益者負担金は個人負担がないようにする、この旨が確約されています。

そこで課長に伺います。与謝郡の可燃物ごみの搬入者は、波路の施設にわざわざ栗田トンネルを抜け、栗田側の旧町から波路の施設に行く。帰りも逆に迂回をして帰る。毎回毎回五、六キロの余分の距離を5年にわたり搬入することにしています。いつまでこんなむだなことを続けるのか、お尋ねしたい。宮津側はどういう態度をとっているのか、お尋ねしたいと思います。

委員長(赤松孝一) 日高主幹。

日高主幹 お答えさせていただきたいと思います。

私どもも、業務上、距離が伸びるということで、再々、進路の変更について申し入れをさせていただきました。当初の波路自治会との協議の中で、通行量の増加は認めないというようなことで、4町分につきましては、栗田トンネルを抜けまして、グラウンドの先の踏切を回って入っていくという回り道の経路になっております。現在もその経路で搬入はいたしております。それにつきましては、宮津市波路自治会との協議上のことでございますので、なかなかご理解が進んでいないというような状況でございます。今後につきましては、その分については申し入れ等をして、事業がスムーズに進みますようお願いはしていきたいというふうに考えております。

委員長(赤松孝一) 伊藤議員。

委員(伊藤幸男) 常識では考えられない。私は、地元の意見が本当に信頼関係で結ばれるなら、そういうことは起こり得ないというふうに思っています。

次に、公式の協定書は、平成13年7月27日付になっています。これは事業延長による出納閉鎖の5月31日、この期限をとくに過ぎているわけです。ごみ計画事業の期限内契約になっていない、こう考えています。それとも公式の協定書、合意書は、5月31日付以内の日付であるのでしょうか、お伺いします。

委員長(赤松孝一) 日高主幹。

日高主幹 私どもにいただいております協定書につきましては、協定書、それから覚書、それから確約書、3通をコピーいただいております。いずれも平成13年7月27日付のものをいただいております。

以上、お答えです。

委員(伊藤幸男) 5月の末ではないでしょう。

日高主幹 5月の末ではないです。

委員長(赤松孝一) 伊藤議員。

委員(伊藤幸男) 時間がないので簡単に言いますが、5月31日に合意をしておかないと、この事業が成り立たない、これが問題なんですね。

私、時間がないので急ぎますから次に移りますが、これでは正規の手続にはなっていないんじゃないかと。口頭で返事あったかもしれないが、地元との合意がちゃんとした正規の手続に基づいて合意ができていない。これでは事業そのものが飛んでしまうんじゃないかというように思います。当然、京都府は今の協定書に基づいて全部手続済ませてるんでしょ。しかし、この協定書は出納閉鎖から過ぎた2カ月、7月ですから、3カ月目にかかっていますよ。だから、こういうものが認められるというのは私、納得できません。

時間がありませんから、もう1点だけ伺いしておきます。

京都府は、こうした文のまま要因したことになります、今の文書しかないんだとしたら、今、理事者が言ってる。よって、4町が決めていた第2クリーンセンターそのものを京都府が、金を出さないということで急遽、取りやめさせた。そして、こういった事業を押しつけてきたわけですから、この制度設計した責任は京都府にある。よって、京都府に責任ある文書での回答を求めべきだと思いますが、いかがですか。

委員長(赤松孝一) 日高主幹。

日高主幹 失礼いたします。

先ほどの協定書の件で回答させていただきましたが、同意書といたしましては、13年5月30日付で、波路自治会と宮津市長との間で交わされた同意書については、それで・・・につきまして予算が執行されたということで。

委員(伊藤幸男) 5月30日付。

日高主幹 の波路自治会と宮津市の同意書でございます。

委員(伊藤幸男) それはあるわけ。

日高主幹 あります。

それから、京都府への責任でございますが、確かに、ダイオキシン対策ということで全国的に広域化傾向してきているということで、国から各都道府県にその通達が出されました。その中において、当初、1市10町という話もございましたが、なかなかうまく整わず、丹後は2ブロックに分けて広域化を行っているということで進んできております。

それで、広域化計画につきまして、この結果が京都府に責任があるかどうかという点につきましては、私はちょっとよくわかりませんが、言明は避けたいと思います。

ただ、この件につきまして何らかの計画に指導された分がございますので、支援、援助等につきましてはお願いしていかなきゃならないかなというように考えております。

委員長(赤松孝一) 伊藤委員。

委員(伊藤幸男) 私は、京都府の責任の問題で言えば、期限延長で周辺の関連自治体にこれほど心配かけて、あと半年ですよ、それでもできるかできないかわからないと言ってるんでしょ、簡単な言い方したら、合意がとれていないんですよ。こんなことは普通じゃないですよ。30億円もかけたんですから、だから当然、そのことは、言うなら、宮津にきちっと指導責任を果たさなきゃいけない、これが京都府の仕事ですよ。宮津の責任はもちろんですよ。時間がないので今日はこれぐらいにしておきます。

委員長(赤松孝一) 太田町長。

町長(太田貴美) 先ほどの経過説明の中で、1点、ちょっと私、承知してないことがございました。

それは第2のクリーンセンターを計画されてたという点については、多分、加悦町が管理者になっておりましたので、加悦町で一生懸命、前西原町長が考えておられたのではないかと思います。我々の町にはそうしたことは一度も相談がけもございませんでした。ただ、いい方法がないかというようなことについては、視察をしたり、研究はさせていただきました。

委員長（赤松孝一） 委員の皆さんにお願いいたしますが、非常に微妙な野田川町の決算の審査に関連するよう、しないような質問でございましたので、全く関連しないと思わないのであえてしましたけど、極力、やはり本日の議案に沿ったご意見を述べていただきたいというふうに思います。ほかにございますか。

家城委員。

委員（家城 功） 委員長に議案に沿ったというご意見をいただきまして、まるっきり沿ったかどうかということはちょっと私もまた、おしかりを受けんなんかもわかりませんが、まず一つ目に、ごみの今、話が出ましたが、旧野田川町でも、ごみの委託料だけでも、95ページにありますように、6,800万円というような金額が支出されております。それに関連したことなんですけど、旧野田川町役場、今の野田川庁舎ですが、庁舎の角にごみが常に放置した状態になっております。地域の方にもお出会いする機会がありまして、どうなっておるんでしょうかというようなことをお話ししたら、役場に言うても何もしてくれんということで、何回言うても一緒だというような話を聞きました。先日、一般質問のいろいろと勉強させていただく中で役場をお邪魔させていただいて、いろんな話をお聞きしとる中で、担当課の方から、役場は役場なりに処理をしとるというような話をいただいたんですが、双方がそういうような思いの中で、結局、きょうも朝、確認をしてきたんですが、きょうは可燃物の収集日だと思うんですが、紫色の袋がかなりの数、積みまれているような状態で、非常に庁舎の玄関口としてあってはならんことではないかというように理解しております。

その中で、きょうも出席いただいております日高さんの方をお願いをしたところ、ごみのかごかどうのこうのこの問題は自治区の方で相談をしてもらってというように話を聞きました。先日の今田議員の話ではないですけども、もっと役場の職員さん、担当者の方が、窓をあけて表を見て、地域に出ていって相談せんならんようなことはどんどん相談していただいて、やっぱり玄関口になるようなところにごみが積んであるということだけでも非常にはずかしいことではないかなと思うんですが、その辺のお考え、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

委員長（赤松孝一） 日高主幹。

日高主幹 家城議員さんからのご質問でございますが、確かに役場駐車場にしがき側の角が集積箇所になっております。以前はネットとかもなかったんですが、いろいろと猫なりカラスなり来るということで地元の方でネットをつけていただきました。ごみの処理につきましては、町の方も出てありますので、用務員さんが常々日ごろ気を使っていただきまして、結構処理をしていただいております。よく苦情いう形で、こんなもんで落ちとるわということで担当課まで持ってこられることもあります。気がつきましたら、一緒に使わせていただいとる者として、処理なりはさせていただきますし、基本的に、集積所の管理につきましては、野田川の場合、一生懸命、地元で整理をしてくださいということをお願いをしております。

先日もその周辺の隣組の集会にごみの分別の方法という形で説明会にも、要望もありました

ので再度行かさせていただいております。ただ、残しておくのがよいのか、こちらで片づけるの  
がわかりませんが、できるだけ残されてる分については目を配っていただいて、個人でわかるも  
のがあれば持って帰っていただくということが一番いいんじゃないかというように思っておりま  
すが、玄関口とおっしゃられるように、見た目、たくさん残っているという分につきま  
しては、一般の住民の皆様にも不快な思いをされますので、一緒に注意を払っていきたいよう  
には思っております。

委員 長（赤松孝一） 家城委員。

委員（家城 功） 話し合いをされたというようなことで今、返事をいただいたんですが、とにかく  
岩滝の本庁舎、加悦の庁舎にしても、ごみを置いてあるようなところは全くありません。野田川  
だけです。非常にあそこはにしがきさんもありまして、買い物に来られるお客さんもおられます。  
また、農道につながる路の出入り口になつとる分もありまして、自転車道の方の入り口もありま  
す。そういう中で、やっぱりこんだけのお金をかけて各地区の住民さんがそれなりにかごを設置  
されたり、出す物を分別されたり、また出された物を確認したりと、町民さんも努力されてお  
ります。その中で一番肝心かなめの役場の玄関口にごみが1カ月も2カ月も放置されとるよう  
な、それが当たり前のような形ってというのは許されない、考えられないことだと思います。本  
当に対策を早期にやっただくような形で、例えば収集場所を変えとか、ほかの人が捨てにこ  
ないような環境づくりをしていくとか、よそがやっておられるのに、そこだけできないとい  
うことはないと思いますんで、その辺の努力をさらに、より一層よろしく願いたいと思  
います。

委員 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） とりわけあの場所につきましては、役場と、それからはっきり申し上げて業者が  
あります。本来は産業廃棄物として業者の責任で処理していただくべきことが一番かと思  
いますけれども、それらについても、ごみの有料化も含めて、宮津市との話をしたこともござ  
います。しかし、可燃ごみについては、とりわけ宮津市の場合には観光客が多いまちでもあり、  
旅館等もありますので、それらとの整理と言いますか、あれができないというようなことで、  
同じ場所へ運ぶものの中にそういう整理ができ切れてないんで、そういうことが起こって  
くるんだというふうに思いますし、そうした意味では、役場の前とはいうものの、そう  
した特別といいますか、特殊な環境にありますので、それらが一つごみの量を多くして  
いるということにもつながっているんだというふうに思いますので、それらのことにつ  
きましては、先ほどおっしゃったように、収集場所を考えるだとか、あるいはそのほか  
の方法を考えるなりをして、もう少しすっきりとできるようなことを考えてまいり  
たいというふうに思っております。

委員 長（赤松孝一） 家城委員。

委員（家城 功） それこそよそさんの話の中で先日も住民環境課の方で飲食店の話を  
したら、それは産廃だというようなことで、軽くあしらわれたというか、返されたよう  
な状態で、しかし、当町、今、町長が言われたように、協議の中で有料化でとって  
いただくようなシステムもないですし、そういうような指導も徹底されてない  
ような中で、業者さんのごみも一般ごみとして受け入れざるを得ない部分が多  
々あると思います。これは役場の付近の地域だけではなくて、やっぱり周りに  
飲食店があるような隣組もそうでしょうし、与謝野町の各地の中でいろんな状  
況があると思います。庁舎の玄関口というのは一番、町民さんも多く来られる  
ところですし、その中でごみ

が山積みになっている、またそれがきれいに積み込まれているわけでもなく、何か放置されたような状態になっているようなのが現状です。せいぜいそういうところを努力いただいて、一日も早い改善をお願いしたいと思います。

質問を変えます。旧岩滝町も不況対策融資で1億円の預託金を積み込まれて、6億円の枠で不況対策融資をやられてました。野田川の方も9,000万円近い預託金を積み込まれて、不況対策融資をやられておりました。

先日の一般質問でも話がありましたが、大手の呉服業界の販売会社が倒産するなり、いろんな和装関係も不況の中で頑張っておられます。そういう中で、先日、与謝野クラブのメンバーで町長室、お訪ねしまして、こういう緊急の場合にいかに順応できるような体制をとっていただくかということで、とりあえず現状把握を一刻も早くしてほしいというようなお願いをしております。新町になりましても、また不況対策の方の融資の枠は7億円近いお金を積み込まれているということで安心はしとるわけですが、なかなか不況の中で、一たん借りても返せないというのが現状ではないかと思っております。商工観光課長もきょうおみえなんで、前回お伺いしたときにお願ひしました現況把握につきまして、今どのような状況になっておるか、お聞かせいただきたいと思います。

委員長(赤松孝一) 太田課長。

太田課長 お答えします。

一般質問でもお答えいたしましたけれども、業界の中で川上、川下等々の区別がされておりますが、川下といいますが、NCの関係の中の手呉服販売業界の中でのことでございまして、恐らくその段階で今、整理は保証だよりなんかに出ておりますけれども、そういった中での部分の影響がぼちぼち出てきている状況でございます。それが川上に当たりますこの地域にどういふ状況を与えるか、既に融資制度をこの不況対策の緊急融資を活用いただきまして融資を受けておられる方が出てまいりましたけれども、全体的なところでは、正直まだできておりませんし、丹後レベルにおいてもなかなかその把握ができてないところでございます。

一番心配しておりますのは、この状況が川上の方に12月ぐらいに影響が出てくるのが一番心配でございまして、その辺の調整は関係機関とやってるわけですが、京都府におきましては、間もなく正式には出ると思っておりますが、安心借りがえだとか、その……自体の制度融資の部分で何とか支援をしていくといいますが、バックアップをしていくというような内容が具体的に出てきそうでございますので、そういうことも含め、またその業界の中身というのは非常に難しいこともありますけども、行政としてできる部分につきましては、京都府と一緒にやっていきたいというふうに思っております。

委員長(赤松孝一) 家城委員。

委員(家城 功) くれぐれも商工会との連携も密にとられまして、商工会にも優秀な指導員さん、たくさんおられます。そういう方と連携とられまして、地域の皆さんをちょっとでもお助けできるような施策をまたよろしく考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

委員長(赤松孝一) ほかに質疑ありませんか。

多田委員。

委員（多田正成） 二、三、財団法人コミュニティ野田川についてちょっとお尋ねしたいと思います。

企画課長にお尋ねをします。まず最初に、51ページのコミュニティ事業補助金というのが900万円ほど出とるわけですが、先ほど吉田課長の方から説明があったと思うんですけども、ここの部分がちょっと聞けなかったもんですから、説明をしていただきたいというふうに思います。

委員長（赤松孝一） 吉田課長。

企画財政課長（吉田伸吾） コミュニティ事業補助金911万5,500円でございますが、コミュニティ事業の補助制度に基づきまして、各自治区等が実施をされますコミュニティ等にかかります事業につきまして補助金を交付をさせていただいたというものでございます。

全部で19件交付をさせていただいております。代表的なものとしたしましては、石川地区が発行されました石川村誌に259万3,000円、それから上山田地区の備品整備に100万円、四辻地区の祭り備品につきまして100万円、三河内地区の上地会館の整備につきまして109万3,000円、それから三河内大道町内会館整備につきまして63万7,000円、そのほかさまざまな事業に交付をさせていただいたということでございます。活動に要する経費は2分の1で10万円を限度、施設整備につきましては3分の1、そういった補助率でもって交付をさせていただいたということでございます。この補助金につきましては、新町では自治振興補助金ということで引き継いでおりますので、ご承知おきいただきたいというふうに思います。

委員長（赤松孝一） 多田委員。

委員（多田正成） このことは過去多くのところに配付されとるようでして、このことはいいんですけども、まず勤労者総合福祉センターについてお尋ねをしたいと思っておりますけれども、決算書に97ページですね、これが本当、この決算書ですね、わーくぱるの決算書と、わーくぱるというのか、コミュニティ財団の決算書に対して野田川町の決算額というものが、歳入ともに違っておるんですけども、ちょっとその辺をお聞かせ願いたいというふうに思います。

委員長（赤松孝一） 太田課長。

太田課長 間違ったお答えをするかもわかりませんが、お許し願いたいと思います。確認の意味も含めてさせていただきたいと思います。決算書の97ページにございます13節の委託料1,128万円につきましては、この金額につきましてはこのとおりでございますが、財団法人にわーくぱるを、この福祉センターを管理、年間いただきます委託料として支払ったものでございまして、さらには財団の決算書でいきますと、従来ですと町に入ってきます使用料、それからあるいは雑収入、例えばわーくぱるの中で自動販売機の設置等がございますので、それに関する雑収入があるわけです。予算書でいきますと、当初収入の使用料の見込み、それから雑収入の見込みを見まして、全体的な支出額とのバランスを考えて、足らず分を委託料として予算組みをいたします。そして、決算におきましては、使用料と雑収入の決算を見まして、当初計画しておりました委託料に不用額が出た場合については町の方にお返しするという格好になってまして、現在、中には見えてきませんが、与謝野町の決算書を見てみますと、雑入で戻し入れの金額が入っておりますので、どことどことの比でその数字が違うというふうに言われたんがちょっとわかりませんが、決算書の流れとしてはそういうことで、お手元に配付させていただきました財団独自の決算書と、それからここに上がっております金額で、全体で、ユースセンターも含めて決算を

打たせていただいておりますので、そういう形で整理をさせていただきとるというものでございます。

とりあえずその説明ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（赤松孝一） 多田委員。

委員（多田正成） 今の説明ですと、これは要った分を、どうあろうとも財団に委託をしていようが、いまいが、要ったもんを町の財源から最後帳じり合わせをするという感じがいたしまして、この単独に考えてみまして、わーくぱるの決算書を見ますと、当初の予算額がそのまんまがここで決算として支払われております。しかし、そうなってきましたと、財団コミュニティが預かりました金をわーくぱるに配分しますときに956万円ほどの収入になつとるわけです。その辺がですね、委託料がそういうふうになつとるんですけれども、どうしても我々には少し理解がしにくいといひますか、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

委員長（赤松孝一） 太田課長。

太田課長 逆に言ひますと、この財団法人の決算書の説明をさせていただいた方が早いんじゃないかなというふうに思ひますが、先ほど説明しました一つの流れの中で、ユースセンターも持ってますし、町民グラウンドの持ってますし、わーくぱるも持ってます。財団は、町としてはそれぞれの項目から委託料を捻出して運営してくださいよということで財団に委託料を払うわけですけども、財団としましては、全体の委託料の中でトータル的に精査をしまして、そしてその科目ごとに不用額が出た場合は町の方に返しますということです。現在のところ、当初の委託料から足らずが出ましたので、くださいと言った経過はございませぬ。この三つの施設の中での委託料の中で精査をし、きょうまでに不用額については積まずにお返しをしているということでございませぬ。

委員長（赤松孝一） 多田委員。

委員（多田正成） そうしますとですね、まだまだちょっと説明がよくわからないんですけれども、理解がしがたいんですけれども、そうなってきましたと、コミュニティ野田川に826万3,000円ほど委託料が支払われとるんですが、どうしてもこの決算書を見ますと、どこからそれが支払われてるのかなというふうに出ないんですけれども、どういうふうに出るのか、この決算書を見たらいいんでしょうか。

委員長（赤松孝一） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時37分）

（再開 午前11時41分）

委員長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして委員会を再開いたします。

多田委員。

委員（多田正成） 大変失礼しました。

そうでしたら、先ほどコミュニティ野田川の方のことで聞きましたけれども、ユースセンターも同じく、委託料が決算書に上がってないんですけれども、今、私は説明聞きましたけど、もう一度正確に説明をお願いいたします。

委員長（赤松孝一） 太田課長。

太田課長 資料を配らせていただきまして、野田川の前からの議員さんはおわかりだというふうに思ひますが、ほかの議員さんはわかりにくいということでございまして、私の方の説明の仕方も悪かつ



たというように思うんですけども、流れとしましては、今言いました形で、財団法人コミュニティ野田川の委託料が支出されて、年間運営されていくということでございますけれども、先ほど言いましたように、わーくぱるといのは労働費の委託料から出ております。それから、森林公園費の中には財団法人コミュニティ野田川に運営していただく直接的なものとして、ユースセンターに係る委託料の計算をした、財団と調整をして委託料で計算した不足分を、とりあえず年度当初に委託料として払います。それから森林公園も管理してまいりますから、森林公園も委託料と同じ形で計算をして、とりあえず年度当初にその契約を結びます。それから、財団全体の一般管理費という事務費的なものがありまして、それも全体的なところで、事務所は森林公園にありますので、管理棟にありますので、そこを全体的に財団が運営する一般経費として委託料として支払います。

それがお手元に上がっております収入で簡単に説明をさせていただきますと、資料をお渡ししているもので説明させていただきますと、一番上の事業収入は自主事業ですからあります。受託収入の中でわーくぱるが町の方からもらっておりますのが、管理受託収入956万1,390円、それからユースセンターとフォレストパークと、町民グラウンドは教育費ですが、ユースセンター、フォレストパーク、それから補助金等収入の中の管理受託収入826万3,126円、これが足していただきますと、公園費の委託料になるということございまして、ユースセンターで申し上げますと、239万2,720円を町からユースセンターの委託料として17年にもらった額ということございまして、それ三つを足していただきますと、決算書の商工費の公園費の委託料の1,342万円に全部なるということございまして、ユースセンターだけをいいますと中身がわかりませんので、この1,300万円の中身を見ますと、今言いましたユースセンター費とフォレストパーク費とそれから補助金等の一般管理費収入の三つの項目の受託収入を足していただきますと、それになるということですから、その内容が書いてありませんでしたので、どうだということになりますと、ユースセンターが239万2,000円、それからフォレストパークが253万6,000円、それから一般管理費として受託しておりますのは826万3,000円がこの中身だということでございます。

委員長(赤松孝一) 多田委員。

委員(多田正成) 説明を聞きましてわかったわけですけども、ほかのことはきちっとそれなりに分けて書いてあります。こういうわかりにくい出し方をさせていただきますと混乱が起きますんで、ほかと同様にわかりやすく提示していただきたいなというふうに思います。

それともう一つ、町民グラウンドの105万円が支出済みになってないんですけども、決算書では、その辺の説明もちょっとお願いいたします。161ページ。

委員長(赤松孝一) 鈴木次長。

鈴木次長 多田議員さんのご質問でございますが、161ページの一番上の町民グラウンド管理委託料105万円、このご質問とですね、支出済みになっておりますが。前のページの159ページの一番下の段に13節委託料としまして支出済みの欄をごらんいただきますと、106万500円ということですので、それでこの消防設備点検委託料の1万500円とグラウンドの管理委託料の105万円をたしていただきましたものは、既に旧町の時代に支出済みということでご理解をいただきたいと思っております。

それと、町民グラウンド管理委託料につきましては、先ほど太田課長の方が申しましたように、これは財団の方に教育費の方から管理をしていただいておりますので、教育費の方から財団へ管理委託料として支払った金額でございます。よろしいでしょうか。

委員長（赤松孝一） 太田課長。

太田課長 ご指摘のとおりでございます、教育費の中からはその金額はいただいております。いただいておりますが、先ほども言いましたように、それぞれの科目からいただきました、財団にいただきました委託料がありますけれども、この分につきましては、財団の予算につきましては80万円ですけれども、動かさせていただいて使わせていただいているという経過がございます、決算上では確かに見比べますと数字が違うわけですが、全体の予算的には100万円を使わせていただいとるということで、ほかの科目に動かさせていただいとる経過がございます。それははっきり言って見えませんので、申しわけないですが、そういう状況でございます。

委員長（赤松孝一） 多田委員。

委員（多田正成） こうして説明を聞くとですね、それこそ何かわかったようなわからんような形でだんだんわかってくるんですけども、やはり公のもんですから、だれが見てもきちっとわかるようにしていただくのが筋ではないかなというふうに思いますんで、こちらでは出ているけれども、こちらではそうならんというような誤解が出ますので、そんな中からちょっとお聞きをしたようなことですが、今後はそういうことのないように、私らみたいなわからんでも見たら、すぐにわかるように出していただきたいなというふうに思います。

委員長（赤松孝一） 太田課長。

太田課長 ご指摘のとおりでございます、二つを見合わせますと数字的には違うということでございます、両者を合わせたときには確かにそういうことが起こります。その辺につきましては、一たん受けたものを流用の形を明確にしまして、こちらの方に振りかえたというスタイルを財団上の決算できちっとすれば、こちらと数字が合うわけですが、そこら辺は財団の方としてはしなかった経緯がございますので、今後の形をどういふ決算を整えるべきかということは、議会向けにも出す資料でございますので、調整をさせていただきたいと思っております。

委員長（赤松孝一） 多田委員。

委員（多田正成） ありがとうございます。以上で終わります。

委員長（赤松孝一） それでは、少し早いんですが、正午が近づきましたので、昼食のために休憩をいたします。お昼から13時30分より委員会を再開いたします。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時52分）

（再開 午後1時30分）

委員長（赤松孝一） 休憩を閉じまして、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

上山委員。

委員（上山光正） 2点ばかり提案説明でわかりにくかったので、確認のためにお尋ねしたいと思います。

まずですね、155ページの公民館費についてですが、平成17年度に地区公民館の活動推進

事業として、これ行われたわけですが、下山田の公民館の建設工事なんですけど、先ほどの説明では、6,500万円の内訳のうちで進入路の工事代も含むというようにお聞きしたわけですが、また第2工事として外回りを500万円ほどかけてやられるということですが、まずこの工事にかかわりまして、聞くところによると宝くじ2,000万円が当たったわけですけども、その件は、1,500万円ですか、地元へおろしていらっしゃるということでもありますし、まず地元の負担金はどれぐらいで、それから補助金はどれぐらい、それから町がどれぐらい持たれたのかをお尋ねしたいと思います。

委員長（赤松孝一） 鈴木教育次長。

鈴木次長 上山議員さんのご質問でございます。下山田公民館の建設事業費でございます。冒頭にご説明させていただきましたように、この進入路の工事分を差し引きますと、実際に公民館建設にかかりました工事費につきましては6,478万5,000円でございます。

それで、今ご質問がございました地元の負担分でございます。地元の下山田区が実際にご負担をされました金額につきましては、下山田区に負担をしていただきました金額につきましては2,525万円でございます。それと、地元の方から融資を受けました。それで決算書の中の寄附金の中にその部分は含んでおるわけでございますが、その寄附金の中でお1人につきましては、備品購入費に充当してくれという意向がございましたので、そのほかの方は、そのほかといいますが、全部で6人ありまして、そのうちの1人は今申し上げました備品に充当していただきたい。あと残りの5人さんにつきましては、建設費としてご寄附をいただいたということでございますので、それで地元の方からご寄附をいただきまして、その建設費の方に充当しましたのが145万円でございます。

そして、コミュニティの助成金としましては、この決算書に決算額を書いておりますように3,675万円でございます。それで差し引きしまして、町の方で負担させていただいた残りの分ということで133万5,000円ということになります。

以上でございます。

委員長（赤松孝一） 上山委員。

委員（上山光正） 今ご説明をいただいたわけですが、ちょっとまだわかりにくいことがあるんですが、これは区分としてはですね、普通財産として処理がなされておると思うんですが、決算前はこの用地についてはゼロとなっております。また、決算年度中の増減につきましては840平米ということになっております。また、決算年度の末ですね、これも同じことになっておるわけですが、これもこの土地について地元の寄附があったのかどうか、もともと町の土地であったのか、その点をお尋ねしたいと思いますし、木造の建物は地縁団体として町の方に登記がしてあったのかどうかもちょうとわかりませんので、この点もお尋ねしたいと思います。

委員長（赤松孝一） 鈴木教育次長。

鈴木次長 ただいま上山議員さんご質問がございましたのは、旧下山田公民館の関係ですね。

委員（上山光正） 17年度決算ですよ。

鈴木次長 その840平米……。これは新しい公民館を建てる前につきましては、下山田の公民館、それは木造でございました。それは教育委員会所管の公民館でございますので、行政財産でございます。それで、新しい公民館がこの17年度末に完成しまして、その後、新しい公民館の方は、私

ども教育委員会所管の方になりますし、それから古い方といいますか、前の下山田公民館として使っておりましたものにつきましては、総務課の方に移管をするという形で事務の方は進めさせていただいております。

地縁団体とかのご質問ですが、それは関係はございません。

委員（上山光正） 土地はもともと町のもんだったんですか。区のもんですか。

鈴木次長 旧公民館の用地は町の所有地でございます。

委員長（赤松孝一） 上山議員。

委員（上山光正） したがってですね、ただいま町の土地の上に新しいのが建ったというのはお聞きしたわけですが、そうすると、新の新しい公民館は840平米、これ以上になっているんじゃないかなと思うんですが、どれくらいふえてますか。そのまんまの上に建てられたのか、その辺を。

委員長（赤松孝一） 鈴木次長。

鈴木次長 17年度に下山田の公民館を建設をしますのに新しく用地を別の場所に求めまして、そこで新しい下山田公民館を建設をしたということでございます。それで下山田公民館の面積的に申しますと、下山田公民館につきましては、360.7平米でございます。したがって、約109坪程度の公民館でございます。それが敷地につきましては2,648平米でございます。そこはもともとが農地でありましたところを町が買収をしまして、その上に一部分といいますか、約半分は公民館が立っている用地ですし、それからそのほかに駐車場等もございまして、それからあと約半分につきましては、広場ということで地元の方にご利用いただいておりますというのが実態でございます。

委員長（赤松孝一） 上山委員。

委員（上山光正） そうしますとですね、新しく建ったのは、17年度に建てられたわけですね。したがって、今回の決算は17年度決算ということで、これは普通財産の中に表示してあるわけですね。ないんですか、この決算書も。

委員長（赤松孝一） 吉田課長。

吉田課長 多分、168ページの普通財産のところを見ておられるんだろうというふうに思います。その中で旧下山田公民館、決算年度中増減額ということで840が入っております。これにつきましては、旧下山田公民館は、前年度までは行政財産として下山田公民館として使っておりましたのを普通財産に移しかえたということでございます。したがって、今まで行政財産だった旧下山田公民館用地を普通財産に移しかえたということでございます。

委員長（赤松孝一） 上山委員。

委員（上山光正） 理解します。

質問を変えます。同じようにですね、この168ページの大道についてお尋ねするわけですが、先ほどの説明では、現在の2,200万円と、こういうようにお聞きしたわけですが、分譲住宅用地として求められたと思うんですが、その用地面積は2,134平米ということですか。そして、17年度の決算年度中の増減ですね、これが1,067平米になっておるわけですが、これはどういうことで減額になった。この減数の理由をお世話になりたいと思います。

委員長（赤松孝一） 吉田課長。

吉田課長 これにつきましては、大道の分譲宅地用地ということで、分譲宅地特別会計で一括購入しておりますけれども、その半分程度を児童公園として整備するというごさいませ。したがいまして、土地開発基金でその相当分を買取ったということごさいませので、この普通財産からはそれ相当分を外ささせていただきますと、こうごさいませ。

委員長（赤松孝一） 上山議員。

委員（上山光正） そうすると、残りは1,067平米になるわけごさいませが、これで大体区画数としてはどれくらいを予定されて、平米何ぼくらいの価格でお世話になれるのか、この点も伺ってきたいと思いまます。

委員長（赤松孝一） 平野建設課長。

平野課長 今ご質問ごさいませが、分譲区画につきましては、4区画程度を考えておりまして、1区画が約240平米程度で考えております。また、それに伴います道路用地といたしまして240平米を道路用地として考えておりまして、当初計画いたしました平米単価、売出単価につきましては約3万5,000円で計上し、考えております。坪に換算しますと、11万5,500円ごさいませ。

以上ごさいませ。

委員長（赤松孝一） 上山委員。

委員（上山光正） この土地は私、場所があんまり詳しくわからんごさいませが、地理的に、恐らくこうして住宅を建てられるということなんで、区画整理をされるということは、それなりに町に近い便利のところであろうかなというふうに思いますが、加悦町さんの日吉ヶ丘みたいにならんように、せいぜい努めていただきたいというふうに思いますし、もう1点ごさいませね、元安田岡いうんごさいませが、この団地用地ごさいませね、これも同じように減数が出ていますわけごさいませけれども、283平米、これもどういう用途で減数になったのか、お尋ねしたいと思います。

委員長（赤松孝一） 吉田課長。

吉田課長 元安田岡団地、元町営住宅ごさいませ。それを払い下げを受けまして、その住宅の所有者等に譲渡しておったわけごさいませが、それが区画数が残っています。そ1区画を隣接される方に売却したということごさいませ、その分を減じたということごさいませ。

委員長（赤松孝一） 上山委員。

委員（上山光正） 大体アバウトわかってきたわけごさいませが、そこごさいませね、この大道と元安田岡ごさいませね、この二つの団地の造成あるいは売買について、今後、経済活用これらの、どういうように担当課は評価をされていますのかということごさいませをまずお尋ねしたいのと、もう1点は、この土地の管理処分から生じる、もちろん収益を生じるわけごさいませけれども、これは当然、町の財源に充てられるということになるわけごさいませが、これらのごさいませね、特にこの大道の場合は減額の2,200万円、こうごさいませいう説明をただいま受けたわけごさいませが、この売却財源の活用の内訳というのは既に考えてあるのか、あるいは全然まだ考えていらっごさいませないのか、この辺もお尋ねしたいと思います。

委員長（赤松孝一） 吉田課長。

吉田課長 まず、安田岡団地跡からお答えをしたいと思います。

267.43平米を512万9,307円で売却をいたしました。坪当たり6万3,290円

ということでございます。この額につきましては、当時の建設課と協議をいたしまして、公共的に値段をつけるなら幾らぐらいになるということで、この値段をつけさせていただいたということでございます。

この安田岡につきましては、もう町営住宅の用途を廃止いたしておりますので、普通財産として位置づけております。もう少し区画数が残っておりますが、それを売却するならば、これはもう普通財産の売却でございますので、町の一般財源として何にでも使用ができると、こういうことになろうというように思います。

それから、もう一つの今度は分譲宅地特別会計で大道分譲宅地は取り組むこととなります。したがって、それがすべて売却できましたならば、分譲宅地特別会計のいわゆる収益として留保していくと、こういうことになろうかというふうに思っております。

委員（上山光正） 質問を終わります。

委員長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

小林委員。

委員（小林庸夫） ちょっと二、三お尋ねしたいと思います。民生の方の……で岡田課長かと思えますけど、67ページの報償費の中で町の追悼式、お供え代というのは、これはどういったことが、戦没者が何かのことでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（赤松孝一） 岡田課長。

岡田課長 お答えをいたします。

67ページの報償費の町追悼式お供え料ということで40万1,000円計上いたしております。これは町が実施をいたします町戦没者追悼式の故人の方への町からの線香代にかわるようなものを、これは商品券で配付をさせていただいたというものでございます。

委員長（赤松孝一） 小林委員。

委員（小林庸夫） それでは、引き続いてお尋ねするんですが、次のページとその次、関連していくんですが、手話の通訳者の設置事業委託料という形で決算されておりますけども、これはどこかの団体に委託なさっておられるんですか、ちょっとお尋ねします。

委員長（赤松孝一） 岡田課長。

岡田課長 お答えをいたします。

この手話通訳者設置事業委託料につきましては、与謝郡4町で広域的に取り組むをしておるということでございます。その4町分の野田川町分の負担が197万4,000円ということでございまして、これは旧加悦町あるいは旧岩滝町にも応分の負担をしていただいとる。加えて、伊根町も負担をしていただいとるというようなことで、4町の事業実施でございます。それで、聴覚言語障がいセンター、そちらの方に委託をしておるということでございます。

委員（小林庸夫） 場所は。

岡田課長 場所は岩滝になります。

委員長（赤松孝一） 小林委員。

委員（小林庸夫） 続きまして、71ページの身体障がい者の補装具給付費というのがございますが、これは素人的に思いますと、補装具ということでありまして、何年かもつかなと思ったりして考えておるんですけど、そうでない毎年のことでございますか。

委員長（赤松孝一） 岡田課長。

岡田課長 お答えをいたします。

この障がい者あるいは障がい児の舗装員給付費につきましては、いろんなものがあるということでございます。義足であったり、そういったものを皆、対象になってくるというようなことでございます。特に子どもの場合は、成長に合わせてそういった義足も新しくかえていかなければならないというようなことがございますので、そういったものへの給付ということでございます。したがって、それを給付いたしまして、使える間はそのまま使っていただくということで、毎年度更新をするというようなものではございません。必要に応じて老朽化したものを買いかえるとか、そういったことが起きたときにそれを対象にさせていただくものがございます。

委員長（赤松孝一） 小林委員。

委員（小林庸夫） 大きいまとめの方で見させていただきますと、こういった知的障がい者のホームヘルプサービス事業とかグループホーム事業とかというのがございますが、加悦や岩滝の数字から比べますと野田川の金額がかなり大きいようなことを見させてもらってるんですが、これはやっぱりそれだけ野田川地区にはそういった方々が多いというように理解させてもらっているのかどうか。

委員長（赤松孝一） 岡田課長。

岡田課長 お答えをいたします。

人口的に見ましても、旧野田川町が人口が一番多いということがございます。そういった面から見ますと、そういった障がいのある方についても野田川町が一番多いということになっております。

ただ、ここで事業実施しておりますグループホーム等につきましては、野田川町にその施設を開設をしていただくとということもございまして、野田川の方の利用が多いということもございます。共同作業所なんかにつきましても、やはり野田川の方の利用者が多いということもございます。

委員長（赤松孝一） 小林委員。

委員（小林庸夫） いろんなこうして見させていただきますと、そういった体の障がいを持たれる方々の施策、いろいろとされておられまして、本当に障がいを持つ方の家族はもちろんのこと、本人にしても大変なご苦労というものを、健常者にはわからないものがあるだけに、できるだけ行政のてこ入れがお世話していただけたらと思っておるんですが、こういった障がいと認定される方々のことは、いわゆる病気などで、あるいは交通事故などで後天的にそういった方々がなされておられるのか、生まれながらの方々がおられるのか、そういった比率的な形のことわかりましたらお聞かせいただきたいと思うんですが、それと、いわゆる年々、過去何年間と比べて変わらないのか、ふえつつあるのかというようなこともあわせてお聞かせいただきたいと思うんですけど。

委員長（赤松孝一） 岡田課長。

岡田課長 お答えをいたします。

まず、障がい者の数と申しますか、そういった部分につきましては年々増加をしておることでございます。

ただ、その内容につきましては、例えば心臓が急に悪くなったというようなことで、心臓の手術なんかを受けられましても、ここに人工弁を入れたり、あるいはペースメーカーを入れたり、そういった方もそのまま障がい者の手帳が交付されるというようなことになりますので、途中でそういった障がいを持たれる状態になる方も随分ふえてきておるといふことでございます。

それから、子どもさんの関係につきましては、特に生まれつきというようなものがふえておるといふ状況ではないだろうというように思っておりますけれども、その数も若干なりともふえておるといふのではないかと考えております。

特に、高齢とともに、そういったあっちゃこっちゃぐあいが悪くなるというような方は、当然にふえてきておりますので、そういった方が新たに障がい者の手帳を交付されるというケースはふえてきておると。したがって、そういう関係から身体障がい者手帳を交付されてる方の数につきましては、増加の一途をたどっておるといふように思います。

旧野田川町の2月末の数字でございますけれども、身体障がい者手帳を交付されております方につきましては、618名ということでございます。それで、平成12年度、5年前ですが、そのときは603名であったということでございますので、15名ほどふえてきておるといふことでございます。

それから、療育手帳の交付の状況ですが、これにつきましては、平成12年度は75人であったのが平成18年2月末につきましては93名までふえておるといふことでございます。そういった状況でございます。

委員長（赤松孝一） 小林委員。

委員（小林庸夫） ありがとうございます。

高齢社会になっておりますので、そういった今、課長の申されましたような心臓の病であるとか、いろいろとそういった形の方はふえつつあるのはよくわかります。いろいろとそういったことを防ぐ手だてというんですか、ことしも健康診断を呼びかけていただいて、たくさんの方々が受けていただいたことをこないだもお聞きしたんですが、行政として取り組んでいただきたいのは、そういった啓蒙活動をできるだけしていただくというのが、当人さんはもちろん、家族の方にも、また行政側にとってもみんないい結果が出るんじゃないかと思っておりますので、そういったことにひとつ注意力を、何でも原因があつて結果があると思っておりますので、いわゆるその原因の除去にみんなで頑張つて回るといふようなPRと申しますか、啓蒙をぜひお願いしたいということでお思っております。

次に、これは決算の数字ではないんですが、平野課長もいらっしゃいますので、土木の方でお願いというんですか、これは新町に対してのお願いですが、この夏の選挙戦ですつとくまなく加悦から岩滝から野田川管内を車で走らせてもらつて、非常に狭い道路が野田川管内には、三河内と言ひ、岩屋と言ひ、山田と言ひ、石川と言ひ、あるわけですね。新しく土地を求めて家を建てられるお家が、いわゆるもう上へ上へと地価の安いところを求めて、細い道路のところ建つておられるというのがかなり目にしたわけですけども、非常に岩滝なんかは都市計画が完備されていて、なかなか狭い道のことでは家は建たないとかいうことをお聞きしたんですが、今後の一つの行政の指導というんですか、いわゆる土地を売買される業者さんであるとか、そういったようなときの指導を、何とかご指導の方をそういった安全な快適な道路環境のそばに家が建てていた



だけのような施策をお願いしたいなと、このように思っております。

それから、全然関係ないことですが、こういった与謝野町いう……与謝峠を越えてきまして、非常にさわやかな環境の中に今のバイパスも通っておりますけども、風俗店のそういった店の枠が一定はめられるようなものがあるのかどうか、幾地の方も1軒建っておるんですが、そういったことはふえるかふえないのかわかりませんが、いわゆる地域のこういった環境を保持するという意味から、そういったもんができてしまってから、あかん、困ったとかというようなことでなしに、行政側としてのそういった枠がはめられたものがあるのかなと思ったりして、条例も昼休みに帰って見させてもらっているんですが、そういったことについては何も無いようでございますので、そういったことの思いをちょっと聞かせていただきたいと思っております。

委員長（赤松孝一） 平野課長。

平野課長 今、小林議員の方から、秩序ある開発についてということで、指導ができないかということでございますが、今、理事者の方も前から申しておりますように、都市計画については前向きにというふうに答えております。都市計画が……ますと、今、議員さんのおっしゃってる行政的指導が可能になりますので、できるだけ早急に運べればいかなというふうに、今現在は、地域観光課長の立場なので、当然、建設課長の方にも申し伝えたいというふうに思います。

それから、全然関係ないんですが、ちょっと気になりましたので、私、先ほど大道分譲宅地の関係につきまして、4区画930平米というふうなことを申しておりました。道路が240、これは大変申しわけないですけれども、都市計画をくれば町道という認可がございまして、当然これは私が課長をしておったときのことなので、突き当たりの道路というふうになっております。したがって、今後、開発に当たります場合、当然、町道として認定をしてほしいわけですから、公園用地を攻めるのか、分譲宅地用地を攻めるのかわかりませんが、突き当たりが回転をして出てくるという、そういう道路になろうかというふうに思いますので、若干、面積が減るというふうに思います。訂正をしておきますので、またあわせて用地単価につきましても、一定の入りを計算しなければ会計がくれませんでしたので、一応目安としましては、こういう単価を申し上げましたけれども、今後、工事をする上においてどういうふうな工事のボリュームがかかるかわかりませんが、一応これは目安ということでお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

委員長（赤松孝一） 小林委員。

委員（小林庸夫） ありがとうございます。以上で終わります。

委員長（赤松孝一） 服部委員。

委員（服部博和） それでは、日高課長に質問をさせていただきたいと思っております。

95ページの13節の資源ごみ搬出委託料1,200万円ほど出ておるわけでございますけど、まずこの搬出はどういうものが搬出されておるのか、その詳細を聞かせていただきたいというふうに思います。

委員長（赤松孝一） 日高主幹。

日高主幹 服部委員さんのご質問にお答えいたします。

資源ごみの搬出でございますが、分別収集で行っております資源ごみでございます、缶類、

ペットボトル、発泡スチロール、その他プラ、その他紙、段ボール、新聞、雑誌、鉄類、それから処分場に持ち込まれました廃家電類の搬出でございます。資源ごみとして扱っております搬出でございます。

委員長（赤松孝一） 服部委員。

委員（服部博和） 今の中に鉄がなかったんですけども、当然、鉄もかなりあると思われましてけれども、現在、鉄の価格、アルミの価格が高騰いたしております、相当ないわゆる金額で古物の方が回収をされておるようでございます。かつてないほどの鉄の高騰でありまして、中国の北京のオリンピックが済むまでは、どんどんこの高騰は続いていくだろうというふうなことも言われております。下手すれば日本国中から鉄がなくなるのではないかなと心配をするぐらい、今、鉄がどんどんと中国の方へ出ておるような現状でございますけれども、鉄はどのようになっているのか、アルミは今聞かせていただいたんですけども、鉄とアルミがどのぐらいのトン数が搬出されておるのか、その二つをお聞かせ願いたいと思います。

委員長（赤松孝一） 日高主幹。

日高主幹 先ほどは失礼いたしました。鉄類も入っております。

それで資源ごみの搬出量でございますが、鉄類につきましては14トン、年間合計で搬出いたしております。缶類につきましては約20トン、アルミ缶、スチール缶合わせまして20トン搬出しております。

委員長（赤松孝一） 服部委員。

委員（服部博和） 今、鉄の価格がトタン板のさびたようなんでキロ6円で買い取りをしていただけます。高いもんになれば40円、50円というような価格が、もちろんキロ当たりですよ、1キロですよ、なっておりますということでございますので、この14トンの鉄がどのぐらいのレベルの鉄かわかりませんが、平均しましても30円ぐらいになるんじゃないかなというふうに思っております。これが14トンということになりましたら、40万円ほどになるんじゃないかなというふうに思うんですけど、これ収入どこに入っております。

委員長（赤松孝一） 日高主幹。

日高主幹 おっしゃいますように、最近、鉄の価格は上がってきておりまして、処分場やりに搬入される鉄なんかもあるんですけども、そういう部分につきましてはお金になりますので、持ち込んでいただくと手数料が要りますので、その分、業者の方に持っていただければお金になりますからということで、鉄類につきましては各ご家庭にはそういったようなPRをさせていただいて、処分に入るのを抑えております。

それから、アルミ缶等でも売払収入ということでございまして、明記はされておりませんが、決算書の37ページで一番上ですが、雑入で2,281万1,000円と上がっております。その中に売り払いに出しましたアルミ缶、それから鉄類につきましては金額が19万3,600円、資源ごみ売払収入ということで含まれております。

委員長（赤松孝一） 服部委員。

委員（服部博和） 私が調べたところによりましたら、アルミ缶はお金をもらって業者からこの中に入っているということですけど、鉄は入っていないというふうに私は聞いているんですけども、これは福知山の富岡商会のどこへ行ってるんですね。違いますか。鉄。だから、アルミの方は確かに

お金をもらっておられて、今言われましたように、この雑入の中に入っているんだと思うんですけども、鉄が入ってないと。いいかげんなことを言ってもらったら困りますけど。

委員長（赤松孝一） 日高主幹。

日高主幹 大変失礼いたしました。鉄類につきましては、福知山の富岡商会に出しております。これについては金額は入っておりません。すみません。アルミ缶の売払収入が先ほど言いました16万9,300円でございます。

委員長（赤松孝一） 服部委員。

委員（服部博和） 知らないと思っていいかげんな答弁をしてもらって困るんですね、これ。だから、確かにアルミの方は入っておりまして、この2,281万円の中に入っていると申すけれども、鉄は全くお金をいただいてないというようなことなので、その辺のところをもう少し真摯に、議員の言うことを受けとめていただかなければ、これはまたおかしなことになるんでなかろうかなと思いますので、その辺のところは今後気をつけていただきたいというふうに思うのと、今後どうされるのかと。いわゆる鉄の価格はまだ、先ほども申しましたように、北京オリンピックまでは高騰を続けるだろうというふうな専門業者の見方もあるわけでございますし、14トン出ているということでございます。資金不足の中で30、40万、50万円のお金もやっぱり大切にさせていただくと仕方ないんじゃないかなと思いますし、今後これをどういうふうにするのか、またこれも業者によっていろいろと購入価格というのはばらつきがあるようでございます。やはりこれを販売するのであれば、数社の入札というようなことも考えて、これは相場がありますので、なかなか難しいかもわかりませんが、その相場に準ずるといふことでの入札の仕方もあるんじゃないだろうかなというふうに思うわけですが、そういうことをやっていられるお考えがあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

委員長（赤松孝一） 日高主幹。

日高主幹 先ほどは大変失礼いたしました。今現在、新町になりましてからは、鉄くずにつきましてはカンノ商店さん、そこに出しております。それで私、一応、今後に際しまして、野田川町時代にもくず鉄を搬出してましたんで、その分と今の現在、カノさんに出しておりますくず鉄売り払いでかなりの金額をいただいておりますので、その分と一緒にしておりましたので、整理ができずにご答弁しまして、どうも申しわけございませんでした。

委員長（赤松孝一） 服部委員。

委員（服部博和） それでは、19年度からはこれがきちっと収入の方に入ってくるということでございますので、その辺のところははっきり明記していただきまして、収入財源をふやしていただくようにひとつお願いしたいというふうに思います。

次に、質問を変えさせていただきたいと思います。

農林課長にお伺いします。103ページの農林の15節の工事請負費の室ノ木農道改良工事費が987万円、633メートルの舗装というようなことを先ほど説明で聞かせていただいておりますけども、これも含めまして、17年度に林道、農道でどのくらい舗装されたのか、その辺のところの総延長をお聞かせ願いたいと思います。

委員長（赤松孝一） 浪江主幹。

日高主幹 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

決算書103ページの15工事請負費で室ノ木農道改良工事費としまして987万円を支出いたしております。これにつきましては、野田川町内の石川地区におきます延長633メートルの農道を改良したものの最終年度として舗装工事を行った工事費でございます。幅員的には全幅5メートルということでございますけれども、舗装の幅員としましては標準幅員で4.75メートルでございます。

それから加えまして、ただいまご質問の中にございました作業道につきましても、17年度で舗装工事を行っております。決算書で申し上げますと、105ページの林業振興費の15節工事請負費で、作業道整備工事費1,712万7,600円を支出しております。これにつきましては、同じ石川地内でございますけれども、2路線ございまして、作業道ヤンダ線改良工事といたしまして、延長、コンクリート舗装分が173メートル、アスファルト舗装分が729メートル、幅員は3メートルでございます。もう1路線が、作業道川ノ谷線改良工事でございます。これにつきましてはコンクリート舗装で、延長259.9メートル、幅員は3.1メートル、なお舗装工事といたしましては、以上の農道1本、作業道2路線という状況でございます。

委員長(赤松孝一) 服部委員。

委員(服部博和) 室ノ木農道が663メートルとヤンダ線がコンクリートとアスファルトと合わせて900メートルほど、1キロ弱、それから川ノ谷線が259メートルというようなことで、大体2キロほどということになるんですか。2キロちょいですか。かなりの路線をコンクリート、アスファルトされておるとのことなんですけれども、加悦町さんあたりの決算をこれまで見せていただきまして、災害について目の当たりに災害のむごたらしさというものを見せていただいたような気がいたします。この問題につきましては、私、野田川町のときにもかなり提案をさせていただいたわけなんですけれども、果たして林道、農道まで舗装が必要なんだろうかなということでございます。最近のこの災害の一つの原因といたしまして、やはり一気水が出ると。それから、いわゆる従来ならばアスファルト、コンクリートがしてないのだから、浸透する部分もかなりあるというようなことで、災害が防げた一助になっただけの可能性はあるわけなんですけれども、いわゆる林道、農道まで舗装することによって一気水が出る。また、浸透水がないから、また水量も多くなる。これまた強いては地球温暖化の問題にもなってくるというような問題がかなり発生をしておるといふふうに私は以前にも警告をしたことがあるわけでございますけれども、相変わらず、林道、農道に関しましてもこのように舗装がしてあると。本当に山の中のキツネが歩くところ、タヌキが歩くところまで舗装が必要なんだろうか。だから、この災害の問題、それから地球温暖化の問題、それからまた生態系の変化、いろいろな悪い環境がそろうわけでございますけれども、こういうふうに舗装がされてくる。この辺につきましては、いわゆる農林課長のお考えですね、それらと比較しまして、どのようなメリットがあるのか。ただ単に、雨が降ったときに、普通の水だったら、すぐ川になってしまって、水道になってしまって道が荒れるというような単純な答弁は私は求めておりませんので、もう少しハイレベルなところでの答弁を期待しております。答弁をお願いいたします。

委員長(赤松孝一) 浪江主幹。

浪江主幹 ただいまのご質問でございますけれども、確かに林道、農道を舗装をいたしますと、その路面からは確かに水が浸透いたしませんし、路面を走る水が発生するということは否めないことだろ

うというように思います。しかし、舗装することによって農作業の効率がよくなる、あるいは作業道であれば、山に向かわれる方々の効率もよくなるという部分も当然でございますし、それから環境面で言いましたら、確かに、舗装については地球温暖化にバッティングするということにはなるかと思えますけれども、防災なり環境だけがこの事業の目的ではなくて、それぞれ事情があってこれらの事業が要望されて実現をしたという経過がそれぞれございます。

例えば、今の室ノ木農道の工事でしたら、石川の川上集落に向かう町道が1本であるということから、万一、16年の台風23号に匹敵するような台風が来た場合に、それに沿った河川のはんらん等によって集落が孤立してしまうんじゃないかという不安感が地域にあったということがございまして、それをカバーし得るためにもう1本、道が必要だというお考えも強くございました。その機能も合わせ持ったものであるということもございまして、それから一たん、663メートル農道ができて、山すそ道を持つことによって、農地が日陰であったのが、道路は日陰だけれども、農地については日当たりのよいところが残って、その農地について未整備田でございますので、まだ圃場整備ができていないところでもございましたから、農道がつくのをきっかけに田普請をされて、数枚の田んぼが1枚になりまして、効率よく、現在も複数の方が農作業をしていただいておりますということで、地域にしましては、防災をとるのか環境をとるのか、あるいは農作業をとるのか、そういったところの判断もあって、それらの中で道が必要だというようなご要望をかねてからお聞きしていたものを実現させていただいたと、こういう経過がございまして。

それから、作業道の関係につきましても、以前に服部議員さんの方からも、路面を舗装することによって災害を助長することになるんじゃないかというご質問もいただいていたことがございます。したがって、工事に当たっては路面排水をうまくとらえられるような横断排水を随所に入れまして、それを集めて水路に流しているという、そういう排水の機能については十分持たせながら工事もさせていただきましたし、それからヤンダ線に至りましては、その開設当時、平成元年でございますけれども、地元の土地所有者の方とそれから町とそれから立会人として区長さん、この3者の中で土地の永久使用の契約書を結ばせていただいた際に、町が善良な管理を持って……にしていくという項目があるにもかかわらず、ずっと毎年土を入れんなん、採石を入れんなんような維持管理で困窮しているということがございました。これは延長は、かなり900メートルぐらありますけれども、非常に山の奥が広いところがございまして。財産区の山も故人の山もございまして。時には通れないようなこともあった状況の中で、一挙に、この契約書にもございましてような管理の徹底を図らせていただいて、地域の方々に喜んでいただいているだろうというように思っております。

それから、作業道の川ノ谷線に至りましては、石川地域の重要な水源でございます大年ダムのすぐ上流部にございまして。ここに府営の治山事業を入れていただきまして、治山ダムが幾つもできております。これらの工事をする際に必要となる作業道が京都府の手でできました。ただ、その舗装については一部しか京都府に施工していただいただけませんでしたので、残っている部分について、急勾配でもございまして、そこについてはすぐ下に水源があるということから、アスファルトでなくコンクリート舗装でさせていただいたというように、価値観がいろいろとあるかと思えます。農作業の効率化、林業振興、防災、環境、これらあると思えますけれども、町といたし

ましては、それらを総合的に判断をさせていただいて、これらの舗装工事を実行させていただいたと、こういうことでございます。

委員長（赤松孝一） 服部委員。

委員（服部博和） 今、当時の課長が語る説明をしていただいて、それは農林の立場で言えば当然だろうというふうに思います。環境課長に聞けば、また違う答弁が出るかもわからんですけども、今回は環境課長に聞くつもりはないですけども、当然、農林課長の方としましてはそういうことがあるわけなんですけれども、いわゆる室ノ木農道、これも大変必要な道路だと私も思っております。しかし、舗装までしなくてはということをお私、申し上げるわけなんです、防災に關しまして、万が一、今申されましたように、道が寸断された場合にこれがアクセスになるんだということは十分わかるわけでございます。車が通れたり人が通れるのであれば、舗装が別にしなくて、高速道路じゃないし、1級道路じゃないんだから、これは差し支えないと私は思うわけですね。

それともう一つ、農林の関係ですさかいに全くバッティングすると思いますけれども、いわゆるこの田普請によって農地が重宝がられるというお話がありましたけれども、この価格というたら何ぼになっとるんです。米つくることが本当に今、得策であると思っておられないんですね、今。だから、その辺のところもやっぱり総合的に考えていただかんと、当然、農林課の職員でございますので、農業に対しては100%思い入れをしていただかなきゃならんわけなんですけれども、もう少し視点を変えていただきまして、もう少しグローバルな目で見ていただいて、同じ農道を整備される、林道を整備されるに当たりまして、先ほどおっしゃいましたように、横断排水などを重視しておると。結構なことでございます。そういうことを配慮しながら、ただ単に、上にコンクリートを塗る、アスファルトを塗るだけではなくて、こういう配慮が必要であると。地球が減びてしまっただけは何もならないということをお申し上げて、時間が来ましたので、終わりにさせていただきます。今後ともよろしくお願いたします。

以上、終わります。ありがとうございました。

委員長（赤松孝一） 浪江主幹。

浪江主幹 ご答弁はお求めでなかったかというように思いますけれども、私は農林課長として地域の農業、林業の振興に努力しなければならない立場でございますので、その立場でどうしても物事を考えるのは当然だろうというように思っております。確かに、お米は安くなっております。以前は2万円前後していた時期もあったかと思っております。60キロの話です。現在は丹後コシヒカリ1斗で1万4,000円少しだろうと思っております。1万5,000円を割っております。しかも1斗でその値段でございますから、2斗、3斗はもっと安いということでもあります。お米は下がりながらも、農家の方々は一方で3割の転作もしながら、汗を流して努力して、農林業の振興に尽くしていただいておりますので、米が安いからといって田んぼを見放して、そこには希望があっても道なんかつかなくていいんだという考え方ではなくて.....。

（発言する者あり）

ケチをつけてるわけではございません。私どもの思いを述べております。やはり中山間地でもございますし、それは自然環境という面でも非常に大事だと思いますし、放っておけば荒れるということもございますので、ぜひともやりたかった事業の一つであったというように思っております。

ます。

確かに舗装までしなくていいんじゃないかという議論は、環境面から言えばそういう部分はあろうかと思いますが、一たんつくった道で、そのまま野道で置いておきますと、どうしても穴ぼこだらけで、毎年、維持補修を加えていかなきゃ、どちらにしるならないだろうというふうに思います。したがって、舗装までさせていただいたということでございます。

今後、国・府等におきましても、工事をやる際に環境部分に配慮した工法を取り入れてやっていくという方向性は生まれてきております。例えば水路ですと、魚が住みやすいような水路で、底を土のままに、コンクリートを張るんでなしに土で置いとくとかというような工法を交えて採択が得られるというような時代にだんだんとなってきておりますので、先ほどの環境に優しい工事という部分の動きは今後も出てくると思いますので、我々も一つずつ勉強しながら、対応をさせていただくように検討していきたいというように思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

委員長（赤松孝一） ここで暫時休憩します。

40分までではございますが、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時30分）

（再開 午後 2時40分）

委員長（赤松孝一） それでは休憩を閉じまして、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

廣野委員。

委員（廣野安樹） それでは、私、加悦、野田川、それから岩滝、どこの決算書につきましても、コンピュータの問題を取り上げたいと思います。皆さんお笑いですが、野田川のページ137ページ、小学校のコンピュータリース料711万9,420円上がっております。それから、ページ139ページの教育振興費で使用料、これもリース料で979万7,760円、それからページ145ページ、小学校分、これの使用料302万4,000円と上がっておるわけですが、それぞれの台数何台ほどあるのか、それから1台1カ月当たりどれくらいかかっておるのか、これをちょっとお知らせいただきたいと思っておりますし、それから、過日の加悦のときにも申し上げておりましたが、いかなこと高過ぎるということで、この点については資料をぜひ配付していただきたいということを委員長にお願いをいたしたいわけですが、ひとつその点、よろしくお願いいたしたいと思っております。

委員長（赤松孝一） ただいま資料の配付をいたしますので、暫時休憩をいたします。

（休憩 午後 2時43分）

（再開 午後 2時45分）

委員長（赤松孝一） それでは休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。

答弁お願いいいたします。

鈴木教育次長。

鈴木次長 ただいま廣野議員さんからご質問がございました旧野田川町の小中学校のコンピュータの関係でございますが、それぞれの台数と月額リース料というご質問がございました。ご承知のとおり、旧野田川町につきましては小学校が5校ございますので、学校ごとにご答弁を申し上げたいというふうに考えております。

まず、小学校の部からでございますが、石川小学校につきましては台数が31台でございます。そして、月額のリース料が、細かくなりますが、17万7,450円でございます。それから、三河内小学校につきましては39台でございます。月額のリース料につきましては21万5,250円でございます。それから、岩屋小学校につきましては、児童数が少ない関係で17台設置をしております。月額リースにつきましては13万3,350円でございます。それから、市場小学校につきましては41台でございます。月額のリース料につきましては22万2,600円でございます。そして、山田小学校につきましては31台でございます。月額リース料につきましては17万5,875円でございます。

それから、中学校の部でございますが、江陽中学校につきましては43台設置をしております。それで、月額リース料につきましては28万7,700円でございます。

ご承知のとおり、小学校等につきましては、この台数の差がございますのは、児童の生徒数の関係でございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

委員長（赤松孝一） 廣野委員。

委員（廣野安樹） このコンピュータの月割にいたしますと25万円までというようなことで、中学校になりますと、それぞれソフトが入ってくるので、大分高くなってくるんだらうということはよくわかります。ちなみに、橋立中学校は25万4,940円ということでございますので、江陽中学校よりは若干安いのではないかということを思っております。

このコンピュータのことにつきまして、今度は教育長にちょっとお尋ねをいたします。

野田川、岩滝、それから加悦におきまして、先生方たくさんコンピュータをご使用になっておられます。先生方のコンピュータはどのような対応をされておるのか、この点、お伺いをしておきたいと思います。

委員長（赤松孝一） 教育長。

垣中教育長 お答えいたします。

教員のコンピュータと申しますと、ちょっとお尋ねしますけど、教員が個々に利用するコンピュータをお尋ねでしょうか。

委員（廣野安樹） 先生方がお使いになっておるコンピュータは、自分の私物か、それとも公に貸してるのか、ちょっとその点を。

垣中教育長 その点につきましては、いわゆるノートパソコンにつきましては、これはもうほとんど教員の私物でございます。

それから、学校にありまして、それは事務系統に1台ないし2台と。教員が個人的にと申しましょうか、仕事の上でも使っておるわけですが、残念ながらほとんど個人持ちでございます。

委員長（赤松孝一） 廣野委員。

委員（廣野安樹） 教育長、私が聞いてきた答えとはちょっと違うようなんでございますが、それは教育長、事実、結局そういうことで、加悦については私物ですか。私はこれは全部貸与されておるというようにお聞きしてきたんですが、この点についてもう一度お伺いをしておきたいと思えます。



委員長（赤松孝一） 教育長。

垣中教育長 お答えします。

申しわけございませんけど、加悦の実情につきましてははっきり把握しておりません。よろしく願います。

委員長（赤松孝一） 廣野委員。

委員（廣野安樹） やはりこうやって公の場で答えていただくんです、あんまりあいまいな返事は謹んでいただきたいというように思っております。

それで、過日の結局、加悦のことを引っ張りだしますと、ちょっと語弊があるかも知れませんが、重要なことですので、これは委員長、お許しをいただいて、ちょっとしておきたいと思いますが、加悦の小学校のリースの件につきましては、過日に言うておりました中学校の分につきましては41台、549万円、野田川や加悦、江陽中学と橋立中学校から比べますと約250万円ほど高いと。こんな高いもんが、結局、言うたら契約をされておるわけですが、これについては、正直言いまして、またお笑いになるかも知れませんが、マーク1台分が1年間で高い、5年契約でありますと1,250万円が高なるというようなことになってくるわけございまして、今、ここでいろいろと中のソフトや何やかんやのやつを見せていただきました。これにつきましては、中身だけでございまして、恐らく賃貸契約書が恐らく交わしてあると思うんです、それぞれの学校で。これもできたらいただきたいと思っておりますので、この点はひとつお願いをしておきたいと思っております。もう一度、この点だけをまた教育長、加悦の分、先ほど入れましたように、私はひよっとすればこの549万円の中に学校の先生の利用されておる教員のコンピュータもこのリースの中に入っておるのではないかというように思うわけでございます。この前の課長の答弁では、41台、549万円、中のソフトが違います。机やイスを借りておりますというようなことがありましたが、橋立中学校も机やイスはリースで借りております。こうしたことが本当に結局、町民の前できちっとしたことが言うていただきたいと。結局、大きな金額の違いがありますので、この点、十分調べていただきたいというように想っております。

それから、先生方が使われるリースに対して、私はいいと思うんですが、今ごろは個人情報保護条例があります。こういった先生方が私物で持って帰るようなことがあっては私は大変だというように思いますし、今、町の方の庁舎では全部かぎをかけてコンピュータを管理いたしております。こういったことで、今後、こういう個人情報保護条例の関係もありますので、加悦の小学校、中学校先生方が貸与されておるんであれば、野田川、岩滝地区におきましても、コンピュータは先生方に貸与する、与えるべきだというように思うわけですが、この点について教育長のご見解をお聞きしておきたいと思っております。

委員長（赤松孝一） 教育長。

垣中教育長 まず、教員が使ってますコンピュータからの情報の漏えいにつきましては、これは再三再四、府の方からも指導があり、それぞれ最近もちょっとうとうございまして、何とか言うソフトですね、ウィニーの課題が出てきましたときにも、それらについての調査もし、そしてその管理については徹底するように指導に努めているところでございます。

それからまた、貸与の問題については財政的な問題もあろうかと思っておりますけど、本来、私物でもってするというのは、基本的には府の方も認めてないという傾向があります。したがって、

願うところであれば公費で買ったものを使用させるのが望ましいと思っておりますので、今後の検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

委員長（赤松孝一） 廣野委員。

委員（廣野安樹） 教育長の今の見解、本当に私も同感でございますので、どうか町長、この点につきましては十分ご配慮いただいて、今後の、来年度からの予算編成にも十分考えていただきますようお願いを申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

委員長（赤松孝一） ほかにございますか。

森本委員。

委員（森本敏軌） それでは、旧野田川町の決算について、何点かお尋ねいたしたいと思います。

野田川町さんで執行されましたこととやかく言うつもりはありませんが、わからない点がありますので、何点かお尋ねいたしたいというふうに思います。

まず、防災行政無線のことについてお尋ねするんですが、このことについて、決算的に数字として私はよう見つけなんだんかわかりませんけれども、ないということで、非常にすばらしい、何も維持管理についてはなかったのかなというふうに思うんですが、その点、まず吉田課長にお尋ねいたしたいというふうに思います。

委員長（赤松孝一） 吉田課長。

吉田課長 お答えをいたします。

9款の消防費にそれらの維持管理にかかります費用が出てまいります。防災行政無線というまともな文字が出てこないののでわかりにくいというふうに思いますが、具体的には、126、127ページ、3目の消防施設費がございます。その中で12節の役務費でございます。手数料が46万2,615円、その中には防災行政無線の点検料が31万5,000円入っておりますということでございます。そのほか需用費の修繕料89万3,432円ございますが、この中にも機器の修繕に伴います費用が計上されているということでございますので、そのようにご理解がいただきたいというふうに思います。

委員長（赤松孝一） 森本委員。

委員（森本敏軌） 大変少ない額での防災行政無線の運用だというふうに思うわけでして、私も明石におりまして、この防災行政無線の放送についてはる聞こえてくるわけでございますけれども、風向きによっては響き合うといいますか、非常に聞きにくいという点があるわけですが、こういった点で住民の皆さん方は近くに、野田川町に住んでおられる皆さんは近くにそういった装置がありますから、はっきり聞こえるんだろうというふうに思うんですが、この辺の件についてはどのような住民さんの感じ方をされているのか、お聞きしておきたいというふうに思います。

委員長（赤松孝一） 吉田課長。

吉田課長 まず、聞こえにくいというところもたくさんございます。昔と違いまして、今はアルミサッシなんかでピッチリ戸は閉まっておりますし、夏ですとアルミサッシすべて閉めてクーラーをかけるだとか、そういうような状況でございますので、全然違う環境にございまして、閉め切った中ではなかなか聞こえにくいということが現実だろうというふうに思っております。

その対策といたしましては、希望される方につきましては戸別受信機、これをあっせんをさせていただいております。2分の1ずつを出し合って、家庭の中にトランジスタラジオ程度の大きさでございますけど、戸別受信機を置いていただいて聞いていただくということでございます。正直申し上げまして、なかなか、定時放送につきまして、音がしても窓をあけて聞いていただくということはないようでございます。ないようでございますが、これはまた非常に聞きたいときには聞かれると。例えば、サイレンでも鳴ると。何だったんだということで聞いていただける。それからまた、原始的なやり方かも知れませんが、野田川町の場合、それしか広報手段を持っておりませんでしたので、町長選挙の開票速報ですとか、町会議員選挙の開票速報ですとか、そういったものを放送させていただきました。そのときは聞いていただけると、こういうような状況だったというふうに思っております。

委員長（赤松孝一） 森本委員。

委員（森本敏軌） それとですね、そのスピーカーのもとにある方は、もうあんなものは公害だというふうなこともお聞きしたことがあるんですが、確かにこの防災行政無線というのは外におっても聞かれるということでありまして、大災害が起きて、有線でありますと、線が切れたらもうそれで終わりというようなことになりますので、やっぱりこの防災行政無線というのは大きな役割を果たさだろうというふうに認識をいたしております。今後、加悦町の有線テレビを含めまして、町長、何回も申し上げますけど、いい方法を考えていただきたいというふうに、防災行政無線も僕も必要だなというふうに感じておりますので、その辺の取り組みもまたお願いしておきたいというふうに思います。

それから、吉田課長にもう1点、けさほどの消防団関係のことについての説明の中で消防互助年金について4百数十万円ですか、執行されておまして、これ旧加悦町では6万円程度というふうな執行でありまして、大変、全員にこれが入られているんだろうというふうに思うわけですが、非常にこういった点からも野田川町の消防団というのは士気が上がっておったのではないかなというふうに思うわけですが、この辺はいつごろからこういったことに取り組みされてきたのか、その辺のことについてお尋ねがいたしたいというふうに思います。

委員長（赤松孝一） 吉田課長。

吉田課長 お答えをいたします。

取り組みましたのは、申しわけないですが、平成17年度と16年度の2カ年間だったというふうに思っております。条例の定数は193名でございますが、実際180名程度、その中の152人が加入をしておられたということでございます。新町では、やはり財政的な面もございまして、3町合わせた消防団員すべてに適用することは非常に財政的に困難ということで、廃止をさせていただいたということでございます。

委員長（赤松孝一） 森本委員。

委員（森本敏軌） ちょっとこの点で、もう一点をお尋ねするんですが、そうすると、入団をされましたら、すぐ16年、17年に組み込まれたということなんですが、進入団員も含めて、即、加入されて、退団されれば、もうそれで打ち切りになるという。引き続き続けられる団員さんは引き継がれると思うんですが、その辺の状況はいかがですか。

委員長（赤松孝一） 吉田課長。

吉田課長 2年間は152名程度の加入があったわけでございます。新町に移行いたしまして廃止になりました。入っとして続けていただける方は、個人で6万円負担すれば入っていただいとるわけでございますけれども、今、地域振興課長に聞きますと、ほとんどの者がおやめになられたと、こういう状況でございます。

委員長(赤松孝一) 森本委員。

委員(森本敏軌) それでは、次の質問に入りたいと思います。

先ほどから農業振興について課長も強い思いを語られとったわけですが、加悦谷、野田川町、旧加悦町というのは、本当に野田川を中心に民家がありまして、野田川平野でやっぱりいいしえから農業が中心でこの町を支えてきたんだらうというふうに思っておりまして、旧加悦町におきましても、現在では自然循環型農業でありますとか、新規就農者の支援でありますとか、またハウス園芸の取り組みでありますとか、いろいろと加悦町では農業振興に取り組んできたところがありますけれども、野田川町にいたしましても、この広い加悦谷平野で米づくりを中心に農業振興が図られてきたというふうに思うんですが、特に、決算書を見せていただいても、これと言った農業振興の項目がないんですが、どういった点に重点を置いてこの農業振興策がとられてきたのか、お尋ねがいたしたいというふうに思います。

委員長(赤松孝一) 浪江主幹。

浪江主幹 野田川町において、どういう考え方で農業振興に努めてきたかということでございます。合併いたしまして、常々感じておりますのは、やはり加悦町さんには加悦町さんなりの農業振興があったというように感じておりますし、野田川には野田川なりの、岩滝町には岩滝町さんなりの農業振興に対する方向性といえますか、そういうものがあるように、合併してから特に常々感じております。

野田川町の農業は、いわゆる一口で申しましたら、個人主体的なといえますか、自己の責任ですべて経営をされているという、そういう形態が非常に強い独立した考え方でお互いの農家の方々がおられるという意識が高いのではなかったかなというように思います。よしあしは別にしまして、それはそれで自立心が高いということになりますので、いいことだというふうに私は思っているわけですが、加悦町さんにおきましては、また農業法人さんも2社ございまして、今おっしゃいますような、自然循環農業を中心に米のブランド化も図りながらやっておられるというような形態が若干違うだらうと思います。

そういう中で、加悦と野田川を仮に比べましても、農道1本境で町が違うというところで、いろんな障がいとまでは言いませんけれども、見えない壁があったように感じておりますけれども、合併の論議が始まりまして、やはり今おっしゃいますように、加悦谷平野、岩滝町さんも含めて、野田川流域は同じ土壌で同じ気候の条件の中でございますので、合併を機に、これからは壁を取り払って、加悦町さんのいいところはいただき、野田川町のいいところを出しながら、岩滝町さんもまざっていただいて、農業というものをやっていく方向性だなというふうな思いで、期待を、合併に対して、寄せながら振興させていただいたつもりでございます。

野田川町の中でも、行政が何を精査いただくのかとなりますと、例えば、ヘリコプターの防除が非常に夏の重労働だということから、それを従来の・・・の方向からヘリに変えさせていただいたり、それから農道や水路の改修についても、一番ネックになるのはやはり農家のご負担、受

益者負担ということでございましたので、基幹的な農道、水路については、受益者の分担金を軽減させていただいたり、あるいは免除させていただいたりして、そういう側面で環境整備を図らせていただきながら、農業者の方々が効率よく農業を営んでいただく流れの中で、そういうふうになってきたというふうに思います。

これから野田川流域、一緒の町になりましたので、実際に豆っこ米にしても、野田川、岩滝の方もその肥料をお求めになることが徐々に出てきておりますし、いいところを見習いながら、今後に向けても農業振興に生かしていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

ちょっとうまく言えませんでしたけれども、以上で答弁とさせていただきます。

委員長（赤松孝一） 森本委員。

委員（森本敏軌） やはりこの地方の産業、特に先ほども話がありましたけれども、米づくり、米も大変安くなって厳しい状況でありますけれども、やっぱり農業が中心的なあれになるのかなというふうに認識を持っておりますし、課長の思いも強い思いがあるようですので、私も明石におりまして、100メートルほど出ますと、すぐ三河内の分になりまして、野田川町の方によく農地があるわけですし、三河内の方ともよく交流をさせていただきますし、石川の方へ行けば石川の方ですごく頑張っておられる農家の方もおられますし、やっぱりこの加悦谷の平野が合併して一つになりましたので、荒廃地をつくらないように、米づくりも含めて、いろんな面で農業振興を図っていただきたいなというふうに申し上げまして、質問を終わります。

委員長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

野村委員。

委員（野村正八） それではまず、教育委員会に質問します。

147ページの要・準要保護生徒援助費について質問します。

国が一般財源化をどんどん進める中で、これも17年度に一般財源化されるということで、全国的にもこの財源がカットされるということが行われてきました。野田川のこのときにも、当初予算には予算計上できなかったということで、6月の補正で確保していただきました。これについて、例年どおりのいわゆる就学援助ですね、この対応がしていただけたのかどうか、その内容についてお聞きします。

委員長（赤松孝一） 鈴木教育次長。

鈴木次長 野村議員さんのご質問でございますが、ご質問の中にございましたように、いわゆる準要保護にかかります国庫補助金につきましては、17年度から補助金がなくなったということで、したがって当初予算で計上しております。その後、補正予算、たしか私、勘違いしているかもわかりませんが、9月補正だったと思っております。9月補正で増額補正をさせていただきますと、17年度につきましても16年度と同様の就学援助ができたということが実績でございます。

委員長（赤松孝一） 野村委員。

委員（野村正八） これについては次の与謝野町のときに引き続き質問させていただきます。

次に、民生費について福祉課長に質問します。

79ページに子育て支援センター指導員賃金等上がっております。子育て支援センター、岩屋で始めて何年かが経過しております。そしてこの年度にサポートセンターというものも新たに石川でしたが、これも補正で始まったということで、17年度は期間は短かったかもわかりません

が、始まっています。そのほかに一時保育ということも始めていただいております。こういう子育てのいろんな環境を随分と充実をさせていただいておりますが、そこでまず支援センターとサポートセンターの違いですね、そして支援センター、サポートセンターそれぞれの利用状況を含めてお伺いいたします。

それと一時保育についても、入りの方で5万5,500円ということで利用がされていますが、どのような利用になっているのか、あわせてお聞きいたします。

委員長(赤松孝一) 岡田課長。

岡田課長 お答えをいたします。

まず、子育て支援センターにつきましては、目的が子どもを保育所に預かっていない、そういった保護者あるいは児童を対象にしております。その目的の一つの中に、サークルをつくって、保護者がだれにでも気楽に物を言えるような、地域で孤立をしないようなことで、そういったサークル活動なんかを行っていく、あるいは子育てに悩む部分を支援センターの方に相談をするというようなことで、特にだれにも相談するようなことがないというようなことから、子育てに悩むお母さん方、保護者の方を、そういう部分でだれにでも気軽に友達をつくり、相談できるようにというのがこの子育て支援センターの目的でございます。そういった中で、旧野田川町では、岩屋保育所の中に子育て支援センターを開設をいたしまして、そこに指導員2名を配置をしておりますということでございます。ただ、そういった中で本の読み聞かせでありますとか、あるいはボールを利用したような遊びでありますとか、そういったことも実施をしておりますので、時には臨時のそういった人にもお世話になって対応しておるということで、それらの賃金を支出をしております。

それで、4月から2月までの期間につきましては、大体1日平均が20名ということでございます。保護者が9名、そして児童が11名ということで、平均利用者は20名ということになっております。

それから、サポートセンターの関係でございます。サポートセンターにつきましては、京都府の山田知事が、子育て支援にということで、新しくその制度をつくられたということでございまして、それにつきましては、子育て支援センターと一部ダブるところがあるんでございますけれども、子育てに対する相談を保育所の保育士に相談をするというような内容になっております。それで、このサポートセンターにつきましては、石川保育所内で実施をしておるということでございます。しかしながら、内容を聞いておりますと、余り相談をされるような保護者の方はないというようなことをお聞きをしております。平成17年度では15回の開催回数で、58名の方が一応相談をされたということでございます。その中にはアレルギーについてでありますとか、それから発達や発育について、あるいは保育所に入所するにはというような相談もあったように聞いております。

それから、講師をお招きしまして講演会なんかも開催をしております、それは1回で10名の方が参加をされておるということでございます。

それで、子育てサポートセンターにつきましては、保育の専門である保育士がその対応をするということが基本になっております。ただ、この補助金につきましては、京都府の保育協会を通じて入ってくるということでございますので、雑入の中にそれを計上しておるということでござ

います。

それから、一時保育につきましても、岩屋保育所の中で実施をいたしております。それで、一時保育につきましても、利用される方の内容を聞いておりますと、例えば健診なんかにはいかなければならないということで、あらかじめ日程等が決まっているような方が、お母さんが利用されるというようなことがございます。それから、若干、子育てに疲れたなというようなときに、一時の骨休みに子どもさんを一時保育に預かるというようなケースがございます。

それで、5万5,500円の入りを見ておりますけれども、一時保育につきましてもは1日3,000円、半日ですと1,500円ということでお預かりをしておるということでございます。特別な保育室で預かるのではなく、ふだん預かっております園児と一緒に、その中でお預かりをするということで実施をしておるものでございます。

委員長(赤松孝一) 野村委員。

委員(野村正八) まず、支援センターですが、以前から全国的には子育てサークルができる中で、反対に支援センターができるようになって子育てサークルが消滅していくという、そういう状況が生まれているということがありまして、やはり反対に、今、課長が言われたように、支援センターが子育てサークルを生み出していくというところに行き着くことが一番の目標ではないかなということを指摘しました。17年度で何年か経過してきて、そういう課題でもって取り組んでいただいているということも答弁いただいとるわけですが、その辺については、17年度で何かそこに向けての新しい到達があったのかどうかということをお聞きします。

それと併合しまして、3町の中で支援センターなりサポートセンターは、全体として何カ所になっているのか、それから特に支援センターについては、いわゆる複数あるのであれば、それぞれの連携というのは何か生まれているのか、その辺についてお聞きします。

委員長(赤松孝一) 岡田課長。

岡田課長 お答えをいたします。

まず、子育て支援センターの関係で、サークル等の育成ということでございます。たしか何年前にも一つサークルができました。ただ、子どもさんたちの成長とともに、それが自然的に消滅をしていくというような傾向もございます。ただ、まだ最近の話なんです、野田川町内でフレンドリーというようなサークルが誕生いたしました。野田川町内すべての地区にかかわるわけでございますが、保護者が17名、子どもが19名ということで、そういったフレンドリーというサークルが誕生いたしました。そのサークルにつきましては、子育て支援センターの部屋を定期的にお借りをして、そこでそれなりの活動がしていきたいということで、私どもが目的としておりましたサークルの育成という中では、そういったものが芽生えたということでございます。

それから、与謝野町内での子育て支援センターにつきましても、岩屋保育所、それから岩滝保育所、そこで実施をしております。その2カ所でございます。それから、子育てサポートセンター事業につきましても、石川保育所とそれから加悦保育園、その2カ所でございます。それで、町長のマニフェストの中にもこの子育て支援センターを全町的にというような思いがございますので、平成19年度には加悦町の保育所の園内にも1カ所、この支援センターを立ち上げていきたいという思いを持っておるところでございます。

特に今のところ、連携がとれておるとい状況にはなっておりません。合併を理由にするわけ

ではございませんけれども、いろいろとその他の保育所関係の調整等々にも追われておるような状況でございますので、そのあたりは十分な連携がとれておるとい状況には、今では至っておりません。

委員長（赤松孝一） 野村委員。

委員（野村正八） 子育てでいろんな困難がありますけれども、一番大きな問題が、課長が答弁されました孤立ということですね。昔ですと、そういうことはなかったんですが、現在の中では孤立が生まれて、いわゆる育て方についての大変な不安が発生していくということで、この子育て支援センターは大事ですし、とりわけ、指摘しておりましたサークルですね、こういう形でみずからが取り組むということが非常に大事なので、引き続き、全町でサークルが生まれるようにご努力いただきたいというふうに思います。

それと、一時保育についてなんですが、先ほどの内容では、本当の一時預かりというふうに聞こえるわけですが、ニーズとしてはですね、女性の労働が短時間労働ということで、保育所で1日預かってもらうということではなくて、短時間預かってもらってバイトに行くという、そういうことのニーズもあるわけですが、そういうことについては対象になるのかどうか。いわゆる毎日ではないでしょうけども、定期的ということになるわけですが、それもこの一時保育の対象になるのかどうかお聞きします。

委員長（赤松孝一） 岡田課長。

岡田課長 お答えをいたします。

一時保育につきましては、家庭の中で保育ができるという方につきましては、その家庭内で保育をしていただくというのが保育所が預かる場合の基本になっておりますので、そういった中にあって、先ほども一つの例を申し上げましたように、どうしても病院に行って検査を受けなければならないでありますとか、あるいは若干骨抜きがしたいなというようなときに一時的に預かるというのを基本にいたしております。

そういった中にあって、そういう時間的にパートにお勤めになるという方もふえてきておりますが、今の段階においては、その方たちも一時保育で預かるというような考えは持っておりません。そういう場合には、むしろ保育所の方でお預かりをするということが基本になろうかと思えます。ただ、そういった関係で、朝8時から4時までピッタリ子どもを預かっていただくという、そういう内容ではないということになりますと、むしろ保育料の方は高過ぎるということで、それを敬遠される場合があるかというように思いますけれども、そういった半日だけお勤めになる、そういったようなことにつきましては、その対応については今後考えていく必要があるのかなというように思っております。

委員長（赤松孝一） 野村委員。

委員（野村正八） いわゆる短時間パートですので、1日のうちの短時間の保育あるいは毎日でない場合もありますんで、いろんな場合があります。そういう点についても、今後とも女性が働きやすいという環境に向けて、いろんな形でご努力いただきたいというふうに思います。

次に、113ページの観光振興についてお聞きします。

野田川町は、もともと観光資源が昔の観光というイメージで言えばありませんでした。そういう中で町の方で観光振興に積極的に取り組んで、平成12年に観光産業振興ビジョンというのを



つくられました。こういうものですが、その中で観光振興会が立ち上がりまして、この決算でも30万円の助成金ということになっています。この野田川での観光産業振興ビジョンについて基本的な考え方をご説明いただきたいのと、これに基づいた観光というのが、17年度も含めて、全体としてどこまで達成してきたのか、そしてこの観光振興会の活動がどこら辺まで進んでいるのかについてお聞きします。

委員長（赤松孝一） 太田課長。

太田課長 お答えいたします。

ご指摘のとおり、旧野田川町におきましては、新たな産業を模索するということで、地域の方々にご協力を得まして、野田川町観光振興ビジョンを12年に策定いたしました。基本的なビジョンの考え方でございますけれども、観光を通じた地域の活性化ということになりますけれども、さらに具体的には、シルク、織物を含めたシルクと農業の体験タウンというテーマを持ちまして、野田川のスタイルの観光を何とか創造していこうということでつくったわけでございます。プログラムとしましては、基本的なテーマでありますシルクと織物の産業の観光化を目指そうというものでございます。そういった中で、ご指摘の中で四つの柱を持っておりまして、一つは、今言いました野田川の観光スタイルをつくっていこうということですし、それから魅力づくりをやっていこう。それには組織が必要であるということで、組織づくりというような形で取り組んできたわけでございます。

ビジョンを策定しましてから今日までの状況を若干報告させていただきますと、12年から17年ということでございますので、6年間、この事業効果ということになるかというふうに思いますけれども、一つ、野田川のスタイル的なところでの観光の中では、テーマの中でも絡んできます農業の体験タウンということで生まれてきましたのが、ひまわり15万本の事業でございます。この事業、現在も続けておるわけでございます。新町においても、ことしもお世話になったわけですが、農業団体とそれから異業種、いわゆる商業団体等と一緒に、その中で農業的な体験は農家の方が担い、そして産業的な活性化、物売り等々につきましては、それらの商業団体が取り組むという格好で、役割分担を持って取り組んできました。もう7年間やってきましたわけですから、丹後の夏の風物詩的な格好で、ことし1万人、昨年も約1万人の来場者があったというようなことで先ほども報告しておりますが、そんな状況になっております。

それから次に、野田川のスタイル的なところで特産品とかみやげ物づくりの部分でございますけれども、これも冒頭の説明に触れましたけれども、野田川町におきましては、優良製品の認定制度を設けまして、32事業所の約50商品ぐらいを認定しておりますが、そのものをもって野田川自慢という形で産物のPR等をこのビジョン後、ずっと毎年続けてきて、優良製品の認定業者の方々と一緒に京阪神の方にいろいろとPRに行かせていただいているということでございます。

組織につきましては、先ほどありましたように、野田川町の場合は、観光協会ではなくて観光振興会ということで、平成17年度に設立いたしました。会員数が約80名ほどの方に、土木関係者も含めていろんな方にご協力を得まして、80名で設立をしまして、その後、3年間が経過をしております。観光の分野というのは、先ほどもご指摘がありましたけれども、非常に希薄なところがございまして、なかなかご理解いただけない部分があるんですけども、具体的に、先ほど

申しあげましたヒマワリのイベントや、あるいは三河内曳山祭り、雲岩公園ツツジ祭りなどをいかに活性化していこうかということや、さらには産業の観光化という部分では、商工会の方で取り組まれております京阪神のデザイン学校の生徒たちがこちらに入ってくるわけですが、そういったところでの織物体験を積極的にバックアップしていこうというような形で進めてきましたし、経過の中には、民間で立ち上げられましたちりめん歴史館も大きな入り込みの要因となっておりまして、そういった中で組織立てもぼちぼちでございますけれども、具体的な取り組みがなされる状況になります。

新町になりまして、現在ご報告しておりますけれども、来年の4月には3町の観光団体が一本化になるということでございますが、現在の段階ではそういう状況でございます。一定、総合計画の中でもベンチマークというものを持っております、20年間の間に30万人の入り込みを達成しようということをやっておりますけど、途中で合併ということもございますので、ちなみに、11年で大体16万人の入り込みという形で推移しとった状況が、16年度現在では20万人、約4万人が入り込みとしてこの取り組みの中でふえたんじゃないかなあというふうに分析をしているところでございます。

委員長(赤松孝一) 野村委員。

委員(野村正八) 織物技能訓練センターを新しく活用して取り組むということで、改修もし、新商品の開発とともに、そこで今言われた織物を利用した観光ということでの取り組みも期待できるということがあったと思いますが、それについては何かそういう形で進んだことがありましたらお聞きしたいと思います。

委員長(赤松孝一) 太田課長。

太田課長 織物技能訓練センターを活用した観光の取り組みでございますが、先ほど触れました商工会事業の中で現在、織機等が設置がきちとされましたので、その中で力織機まではなかなか体験はできませんけれども、手機が7台据わっております、その受け入れが少しずつですが、地元の技術者によっていろんな方の受け入れができるような状況が少しずつ構築されております。

それから、旧野田川にも染色センターがございまして、そこには組織がございまして、そこでもいろんな体験を望まれる方については受け入れができる体制が整っておりますので、非常に、その中で力織機も見ていただけますし、そこに来ていただいて体験していただくことと見学、その中で織物業の歴史、文化を体験していただくということが非常に明確になったんじゃないかなというふうに思っております。

委員長(赤松孝一) 野村委員。

委員(野村正八) 今、観光が、見る観光から体験型あるいは参加型ということで、特にその地域の歴史等々踏まえて、そこにしかないものに対する価値が上がっているという状況になっていると思います。そういう意味では、つくられたビジョンというのは非常に的を得た内容ではないかなというふうに思っています。

ヒマワリについては、今言われたように、野田川の観光の今、観光産業の大きなものに育ちましたが、これも当初、減対策ということで、農林で取り組んだ事業だったというふうに思います。いわゆる町民のために町政が予算を使い取り組むことが観光資源になっていくという、こういうことが一番行政として、それだけでいいという意味じゃないですが、一番それが行政として費用

効果が高いことではないかなというふうに思ってます、引き続き、こういう形で織物、農業、自然景観、その地域の歴史、祭り等、この計画では音楽まで入ってるわけですけども、そういうその地域の住んでいる皆さんが暮らしの中で新しい文化を生み出していく、そういうことが観光産業につながっていく、そういう形で引き続き努力をいただきたいというふうに思います。それはぜひ新しい与謝野町全体でもそれがどういうふうに引き継がれているのか、この点についてはお聞きをしておきたいと思います。

委員長（赤松孝一） 太田課長。

太田課長 総合計画の作成に当たっての準備段階でもありますけれども、平成19年度におきまして、与謝野町の観光振興ビジョン、総合計画とは並行しながらやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

総合計画の中で記述した内容で取り組むということもいいわけですけども、やはりもう少し明確なビジョンというのは必要ではないかなというふうに思いますので、そのあたりはもう少し理事者と調整をしながら、前向きの形で19年ビジョンづくりに調整を図っていきたいというふうに思います。

委員長（赤松孝一） 野村委員。

委員（野村正八） 与謝野町ではいろんな観光資源がありますので、それらも有効に生かしながら、ぜひご努力いただきたいと思います。

最後に、保健センターについて福祉課長に質問します。

この17年度予算で駐車場の整備もしていただきました。そういう形では利用しやすいセンターになりました。それが新しい与謝野町でいえば、加悦の保健センター、立派なものがありますし、そこでは健診もされたという話が出ていましたが、この野田川の保健センターは、言わば、面積的なことを考えても、なかなか中核機能としてね、新しい町のということにはならないという面もありますが、どのような活用、利用を今後考えられるのか、今現在はどうなっているのか、お聞きします。

委員長（赤松孝一） 岡田課長。

岡田課長 お答えをいたします。

与謝野町になりましてから、今は保健課の方がその3カ所の保健センターを管理をしておるという状況でございます。そういった中で、保健事業につきましては加悦の保健センター、すなわち元気館、それから岩滝の保健センター、これを主に活用をしておるということでございまして、野田川の保健センターについては全くということはないわけですが、ほとんど今では利用してないということでございます。そういったこともございまして、今後、あの保健センターを活用するに当たりましては、今のところ特に保健課の方で利用していくというような考えはないようでございますので、何かほかの有効活用を図っていきなというように思っております。

また、これ具体的に固まったわけではございませんけれども、例えば高齢者の介護保険の地域密着型サービスでありましたり、あるいは障がい者のいろんな施設等々につきましても、やはりそれらの法人等の経済的な基盤が弱いというようなこともございますので、そういったことについては町の方で一定それらに活用できるような整備を図っていく必要があるのかなというように思っておりますのでございます。したがって、まだこれからの話でございますけれども、保

健課あるいは理事者等とも十分に協議をしまして、野田川保健センターの活用については考えてまいりたいというように思っております。

委員長（赤松孝一） 野村委員。

委員（野村正八） この保健センターは、最近、改修もして、駐車場も整備したということですし、以前は高齢者の方が盛んに使っていただいております。それが旧野田川の社協の2階に変わったということなんですが、なかなかそこが階段が急だったり、狭いということで利用しにくいということもありました。それらのことで要望も出ておりますので、ぜひ有効活用していただきたいと思います。

以上で終わります。

委員長（赤松孝一） ここで暫時休憩いたします。

4時まで休憩いたします。

（休憩 午後 3時45分）

（再開 午後 4時00分）

委員長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

井田議員。

委員（井田義之） 質問に入ります前に、まず委員長にお願いをしておきます。

決算書なり参考資料に基づいて質問させていただくのが本来の筋であると思いますけれども、私も本会議、今が野田川町の決算の最終の質問でありますので、資料にない部分を質問するかわかりませんが、その点についてよろしくお願ひしたいというふうにあります。

それから、あと1点、行政の皆さんにお願いしておきたいんですけども、質問時間が大変短うございます。答弁で補っていただけたら大変ありがたいなという甘えも含めてお願いをしておきます。

それではまず最初に、本日の質問ですけれども、野田川町の昨年11月21日に、土肥監査委員さんとここにおいでます有吉監査委員さんが監査委員としての指摘事項を議会の中で配付をしていただきました。その中には、町税、国民保険税、下水道等々の収入未済額が1億8,000万円あると。これらの解消は急務であり、収納にさらなる工夫と努力を望むということでありました。この件につきましては、与謝野町の部分でほかの皆さんがやられるでありましょうし、私も少しだけやりたいなということで、この部分は外したいと思いますが、この中で1点だけちょっとお尋ねしておきます。

29ページに土地建物貸付収入というのがあります。この中で13万5,000円不納欠損があります。これに対する不納欠損というのは私はちょっと予測してなかったんで、この不納欠損はどういうものであるのか、答弁を求めます。

委員長（赤松孝一） 吉田課長。

吉田課長 井田議員さんご承知のように、派出所の裏に町の駐車場をつくってございました。その滞納があったことを覚えておられるというふうに思います。その方が死亡をされたということでございまして、いわゆる相続される方等につきましても調査いたしましたけれども、見当たらないということでございまして、不納欠損をさせていただいたということでございます。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） わかりました。これは一応ルールにのっとってということであろうということによって理解をしておきます。

あと細かい点なんですけれども、除雪に関する点なんですけど、今回、小型除雪機が多々配付をされるということになりました。従来、亀山、川上にありまして、野田川町の例をとってということなんですけれども、亀山の例なんですけども、除雪の方、地区の総代さんあたりがきばって除雪されとったんですけれども、その手間賃、それからいわゆる燃料等については、今後とも小型除雪機を出される分については地元負担という格好になるのかどうか。それから、細い道路で雪をのけるわけですね。そうすると、石川は細い道路がいっぱいあるわけなんですけれども、あれは使えんなど。どうするだろうというあれがあるわけです。その辺についての野田川町でどうやったのか、その点をお願いいたします。

委員長（赤松孝一） 平野課長。

平野課長 お答えをいたしたいというふうに思います。

亀山地区を例にとってということでございましたので、亀山地区の協力をさせていただいて総代さん等、今思い起こせば、手間、燃料、それにつきましては、手間につきましては奉仕ということで協力をさせていただいておりますし、燃料代については当然、町の方で負担をしております。あわせもって、作業に当たっていただきます名簿につきましては、事前にお印をいただいておりますので、その方につきましては当然かけております。

委員（井田義之） 事故のときもちゃんと。

平野課長 一回飛ばしておる雪の中に石が入ってありました。それが自動車のフロントに当たりまして、それにつきましては町の方で対応をいたしました。

それから、細いところといいますのか、除雪幅があります幅については前送りで行っていただいております、ご心配されておる最終的という部分につきましては、排雪しかないというふうに思いますので、排雪の依頼がありましたら排雪には伺っております。

以上です。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） 次に進みます。

同じくこの資料の中に私は出ておるのかなと思っておりましたら、ちょっと見たところ出てないようなんですけど、過日、赤松議員が一般質問でやりました町道認定を亀山中地線ですかいな、町道認定がありました。これは野田川町の議会の最後の議会です。ここで私、1点お尋ねするんですけども、その町道認定に私は賛成いたしました。といいますのは、用地は全部確保できると。地主さんの了解ととれているということでした。先日の赤松議員への答弁については、地主の了解がとれてないからプラントの分が先行きしないというような、極端な言い方をしますと、そういうような意味の答弁もあったと思います。なぜ用地ができておったもんが今になってきてないのか、答弁を求めます。

委員長（赤松孝一） 平野建設課長。

平野課長 お答えをいたしたいというふうに思います。

町道認定を出しました2月の終わりだったというふうに思いますが、そのときには事前に私と浪江農林課長が地権者の同意をいただいておりますということの確認ができましたものですから、建

設課といたしましては町道認定を上程したものです。

以上です。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） 確認できたものがなぜ今になってできてないんですか。

委員長（赤松孝一） 太田課長。

太田課長 建設課長が申しあげましたように、確認をしましたのは同意書の確認をしたという状況でございます。赤松議員の一般質問でも町長答えましたけれども、契約に至っていないということの違いでございます。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） 当時、赤松議員も言われましたけれども、うわさでは私も、同意もしていないということ聞いておりました。本当に同意書があったんでしょうか。

委員長（赤松孝一） 平野課長。

平野課長 先ほども申しましたように、建設課長の私と農林課長の浪江とで確認をいたしました。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） もう一遍だけ、なぜその方があかんようになったんですか。その理由はなんですか。

委員長（赤松孝一） 平野課長。

平野課長 なぜという分につきましては、契約条項と本人が合わなかったという部分ではないかという想像しか私の方ではできません。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） では、この件につきましては、また何か機会があれば、しっかりと詰めていきたいなと。私も町道認定に賛成しました。町道ができなければ私も困りますので、ちょっと後でまたお願いをいたします。

そこで、最初いいました、いわゆる監査委員さんの指摘の中で次の未解決事項について、解決に向けてさらなる努力をされたいという指摘がございます。この中で町道中央線の件も出ております。わずかな間しか、11月に監査委員さんが出されて、2月28日には合併したわけですから、2月28日までで終わったわけですから、時間はなかったわけですが、その間にどんな努力をされたのか、何も努力をされていないのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

委員長（赤松孝一） 平野課長。

平野課長 町道中央線の未開発の部分につきまして、今おっしゃる、監査委員さんから毎年ありましたものですから、当然、合併を前にしておりましたので、汚点を残すことがいいのかなという思いがかなりありましたので、私事ですが、2月12日まで入院をしておりまして、13日から出勤をいたしました。それ以後、何とかという部分がありましたので、二度ほど中に入ってやりました。ところが、相変わらず答えは「ノー」ということであります。しかし、山田保育所、山田小学校の児童がかなり上山田地内の尾崎地区、また館地区というところが園児が毎年減少しておると。したがって、入学児童も減少しておるといことがかなり私にとっては、分譲宅地開発をして何とか人口をふやすという若い諸君が家を建ててくれれば、お子さまも同時にふえるんじゃないかという計画はまだ持っております。しかし、その思いがどうしても伝わらない。それと当時、

野田川の議員さんとのルールの中で、大道の分譲宅地は少し事情がありますが、業者が入ってない地区には、大いに行政として分譲宅地をやってもよかろうということがあります。したがって、上山田地区内につきましては業者さんがまだ手つかずなところでございますし、あわせもって、府道宮津養父線につきましても下水道の完備ができておりますので、そこから管を引っ張れば下水道もいけるであろうという、かなり傾斜はあるわけですが、工法的なことは下水道課の方にお任せするといたしまして、条件的にはそろっておるというふうに私自身は思っておりましたので、そういう中から交渉を始めましたが、結果が今言ったとおりでございます。

以上です。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） 都市計画の関連の答弁も過去多々ありました。できるだけ早いこと解決しなければ、もう18年ほどたっているわけですから、いつまでも放っとけないということの認識を新たにしていきたいなというふうに思います。

次に、同じく監査委員さんの指摘ですけれども、江陽中学校の元テニスコートの整備の件というのがあります。これは教育財産なら教育長、それから普通財産なら企画財政課長にお願いをいたします。

委員長（赤松孝一） 吉田課長。

吉田課長 この元江陽中学校テニスコートにつきましては、普通財産の位置づけで、当時、総務課が管理をさせていただいておりました。

過去の経過をたどりますと、一応、その地主さんと町とで、町がその地主さんに売却をすると、いろいろと問題になっておりましたことにつきましては、地主さんの方で解決をしていただくという話ができておったところでございます。その中で公共料金等の滞納のある方に、いわゆる用地を売却することはいかなるものかというご指摘をいただきました。そこで一たん、仮契約みたいなものを交わしておったわけでございますけれども、そのお断りをさせてもらったということでございます。

その後、何をしたかということでございますが、その話としては全くゼロになったわけではないと。いわゆる地代につきましても滞納があったわけでございます。まずは私どもといたしましては、その滞納の整理をさせていただきたいということでご答弁申し上げた覚えがございます。そして、平成17年度末で、そのテニスコートにかかわります滞納については整理をされたということでございます。そこからはまだ進んでいないということでございます。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） この問題も早く解決をしていただきたいなということをお願いをしておきます。

次に、中岡第2の件も出ております。細かいことは私の方から申し上げておる時間もないと思いますので、いわゆる合併に向けてどうであったのかということと、合併後、引き継ぎ事項としてどのように対処をされようとしておるのか、お願いをいたします。

委員（井田義之） 平野課長。

平野課長 また、汚点がありまして、中岡の関係につきましてご答弁をさせていただきたいというふうに思います。

中岡分譲宅地は、皆さん、野田川の議員はご承知でしょうけれども、町が売った分譲宅地に家

を建てられて、一部の部分につきまして沈下が生じ、家屋が歪んでると、そういうものの解決をしるという、そういう議員さんの意向であります。それを受けまして、平成12年からずっと間に入っております。合併を目しておりました平成17年11月9日には、町が示しております災害で破損された場合の一番多額の10万円で何とか和解ができないかなということで、最終それまでには私どもが7回お邪魔をしております。8回目につきましては、先ほど申しましたように、合併もありますので、早く決めたいという自分の気持ちもありましたから、わざわざ町長にきていただきまして、何とか理解を得ようと努力はしましたが、だめでした。

先ほども申しましたように、2月12日まで実は入院で自宅療養ということでありまして、13日に出勤をし、13日の夜、地権者の皆さんと交渉をしました。しかし、それも物別れになっております。物別れの内容につきましては、額が不十分だとか、不親切だとか、そういった意見がありましたけれども、前回第8回に町長が出ていただいております関係上、これ以上、町に言ってもだめなのかなと、裁判の方に言わんなんのかなという地権者もおられましたし、建設課長を解かれるということも内示もいただいておりますので、当然、先ほども中央線同様、内示後の動きですから、何とか2月28日までに、新町になって次の建設課長の内示も聞いておりましたので、その方にご迷惑かけないように努力をしましたけれども、やはりどうしても最後の詰めのところまで理解がいただけませんでした。

今後の地権者さんとの話になってくるわけですがけれども、一部の地権者さんからも、平野課長は野田川がおってくれるので、建設課長とともにまた話を聞いてほしいという声も聞きました。私としましては、今現在、私が持ってこれる話については、町長が行きました第8回、その答えしか持ってこれませんけれども、それについて前進があるようでしたら、またお声かけをお願いしますという、そういう別れ方をしておりますので、今後、建設課の諸君が地域の地権者の代表から電話があるというふうには私は一方では思っておりますけれども、強行な地権者さんにつきましては、そういう法の方に走られるかもわかりません。

ただ、全然事情がわからない課長より、平野課長がおるから、またという、そういう雰囲気もありましたので、当然、現建設課長には伝えて、理解をしていただくという部分でこういうものを渡しております。

以上です。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） 今、平野課長、ずっと経過を報告してくれましたけれども、先ほどのいわゆる町道中央線、それから江陽中学校のテニスコート、これは差し当たって、個々の人に特別不便をかけとることじゃないんですね。だけど、この住宅の場合には住んでおられる。それから、もう嫌気が差してか何かしらんけども、半分空き家みたいになってしまったという、一番ひどいところがね、そういう状態が起きとるわけですね。もう時間をかけるんやなしに、やっぱり早いこと解決してあげないと、どういう格好にしても、今さらどっちがどうのこうのという問題で私ないん違うかなというふうに思うんです。我々聞く方も嫌気が差しとるし、本人さん側も半分あきらめの気持ちがありながら、あきらめ切れないという状態なんですね。だから、その辺について、特に私がここの監査報告を基本にしながら言わせていただいたのは、その分を与謝野町に譲ることなしに、先ほど平野課長が言われたように、野田川町の中で解決してほしかったなという気持ち



でいっぱいであるということでそういう質問をさせていただいております。

最後に町長にお尋ねいたします。今後どのような格好で困っておられる方々のいわゆる対応をしていかれようと思っておられるのか、お願いをいたします。

委員長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） その問題につきましては、再三、野田川町の議会でも問題になりまして、いろんな方法を提案もいたしました。しかし議会の中では、災害の見舞金と同じだと。あれは町が全面的に悪かったというものでもない。それぞれの契約の中で隠れたる瑕疵が起こってきたので、それに対して、やはり町としてはそのことについて道義的な責任という意味でお見舞金を出したらどうだという整理がなされて、それを持って地元に行きました。そのことについて地元の方たちは、納得がいけない方もありということで、整理ができてないということでございますので、町としては旧町の中で一定の方向性を出していただいたものを地元にお示しするということが、もうこれ以上、解決の方法はないというふうに思っております。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） 原因がという、それはもう私と町長との基本的な考え方が違いますんで、このことは議論しとっても仕方ないんですけども、瑕疵であったか何であったかは別にいたしまして、とりあえず何らかの格好で解決はしようという気持ちは町長の中にはあるのではないかなと。だから、わざわざ足を運んでいただいた。ところが結局、受けた方々の感じが全然違うわけですね。だから、その辺は委員会でどういうあれがあったか、私は、ある程度、うわさは聞いておりますけども、その委員会におったわけでないではっきりしたことは聞いておりませんが、委員会でのことについては報告はありましたけれども、その委員会の議論は私は聞いておりません、委員会の中におりませんでしたので。だけど、やはり何らかの格好で解決していかねばならないという気持ちを町長が持っておられるかどうか、そのことについてのみ最後にお尋ねをいたします。

委員長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 何とかの方法で解決はしたいというふうに思いますけれども、決して、委員会やそういうところだけで論じたのではなしに、この野田川町の議会の中でこの件については再三述べられたし、町としてはこういう考え方でしたいということもお示ししましたけれども、それはおかしいというような意見もあった中での選択をしたということでございますので、町としては、野田川町のある中で、できるだけ解決がしたいという意味で、地元へ出向いて一定の方向をお示しさせていただきました。ですから、それを受けていただくのか、受けていただかないのか、その辺については、それが了解していただいたら和解ができたということですし、そうでなければ、この問題はずっと尾を引いたまんまになるというふうに思います。ですけれども、そうした一たん、やはり町が示したものを、それに対してまだ答えが返ってきてないという状況であるということは、そのままになっているということでございます。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） 町長の言い分もわかりますけれども、前向きに対処はしていただきたいということをお願いいたしまして、最後の野田川町の決算についての質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

委員長（赤松孝一） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第137号を採決します。

本案は、認定すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

委員長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第137号、平成17年度野田川町一般会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2、議案第138号、平成17年度野田川町簡易水道特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありますか。

井田委員。

委員（井田義之） まず最初に、小西課長にお尋ねいたします。

先ほど一般会計の中で言いました中に石川浄水場用地登記錯誤の件というのがあります。本人さんも感情的な問題もまだちょっとあるようですけれども、この件が17年度でどういう解決をなされたのか、お願いをいたします。

委員長（赤松孝一） 小西課長。

小西課長 お答えをいたします。

石川浄水場の登記錯誤、事務上のミスだろうというふうに思いますが、隣の用地を、購入した用地を分筆いたしまして、実際に登記した部分が現地の現浄水場と隣の部分での登記ミスということで、その修正にいろいろと今まで地主さんとお願いをいたしてまいりました。

そこで、地主さんとの交渉の経過の中で、合併までには、はんを押すというふうなお話をいただいております。そこに向けて私どもの方もお話をさせていただきまして、合併前には何度もお邪魔をさせていただいたわけですが、結果的には、そこでまだいろいろと行政の不審点等がございまして……。

委員（井田義之） 何が。

小西課長 行政等の不信感等がございまして、はんを押すという状況に至っておりません。その辺につきまして、私が解決できなかったことにつきましては、深くおわびを申し上げます。不徳のいたすところでございます。

それで新町に入りまして、現水道課の当時一緒におりました課長補佐が現在交渉に当たっております。その中で、聞くところによりますと、解決の方向に向かっているとということで、今年中には何とかはんこがいただけて、処理権移転が完了するというのを今聞いておりますの

で、その点、よろしく願い申し上げます。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） 今、課長から答弁いただきましたけれども、もうこの問題については、ほとんど私は解決ができるだろうというふうに思っております。あとは頻繁に足を運んでいただいて、早いこと同意をしていただけるように努力していただきたいということを再度お願いをしておきます。

それで次に、資料の、ここでは有収率の分だけ触れていきます。有収率が平成16年度、17年度、87.8%ということで、全く一緒の数字が見事に出てきておるんですね。個々の水道ではアンバランスがあつてね、それで岩滝のを見ますと95.2%くらい高いわけですね。加悦はちょっと低いんで言いませんけども、高いんですね。そういう中で、やはりいろいろと申しておりますように、努力はされたいとは思つてはおりますけれども、どういう努力をされて、なおかつ実績が出てこなんだんだということについてお願いをいたします。

委員長（赤松孝一） 小西課長。

小西課長 お答えをいたします。

有収率の関係でございますが、前年と比較しまして、ほぼ横ばいということで、87.8%の数字で推移をいたしております。

どのような努力をしたのかということでございますが、この中でも5簡水の中で一番悪いのが三河内簡水でございます。それで、この主に漏水をどう調査していくかということで、17年中に7月と10月に2回、夜間の漏水調査を実施をいたしております。これは夜中の0時から明け方までをブロックごとに仕切りまして、それで一番使用料の少ないときに調査をいたしております。

その中で何カ所かは見つけて修繕をいたしておりますが、基本的には、かなり小さいところでの漏水が多くございまして、抜本的な解決にはなっておりません。さらにまた新しく漏水が出てきたという形の中でいたちごっこの状況で今推移をいたしております。三河内簡水の有収率につきましては、16年が約81%、一番低い数字でございますが、17年度では82.3%ということで、わずかに回復はいたしておりますが、依然として複数の漏水があるのではないかなということを感じております。

以上でございます。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） この数字から見ますと、そうして三河内、今、努力されて1.3ポイント上がったと。ところが、山田水道が5.1ポイント下がったということですね。だから、確かにご苦労になつておるんです。私は結局、この間も水道課の方々が毎日、泥上げに行つておられるというような実態も見せていただきまして、それはご苦労だと思つておるんです。大変だと思つておるんです。そして、苦労した水が、今回でも金にならない部分が1,536トンですか、ちょうどいつも言うように、岩屋水道でつくった分がむだにはなつたらんのかもわかりませんが、お金をもらえない部分になつておるということですね。だから、この漏水対策について真剣に考えていただかないと、この資料の中にも原価が出ておりませんのでわかりませんが、例えば150円だとした場合には2,300万円の金が消えとるわけですね。せつかつつと、苦労して、水道課の方々

がもう本当に雨が降るたんびに大騒動してつくられた水が消えておるといことなんで、この有収対策については、やっぱり岩滝の例で95%という前例がありますので、そこら辺をしっかりと。ただ、管の長い短いで、加悦が悪い、野田川が次、岩滝がいいという管の長さの問題もあると思うんですけども、何らかの格好で対策がしていただけたらありがたいなというふうに思いますけれども、ちょっと水道のことで下水道課長に言うても悪いかもわかりませんが、そういうような対策の引き継ぎというのはしていただきましたかどうか、お尋ねをしておきます。

委員 長（赤松孝一） 小西課長。

小西課長 ただいまのご指摘の関係でございますが、野田川町の議会でもこういったご指摘をいただくとすることは現課長にも伝えてあります。

委員 長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） これでもって終わります。ありがとうございました。

委員 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第138号を採決します。

本案は、認定すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

委員 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第138号、平成17年度野田川町簡易水道特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、日程第3、議案第139号、平成17年度野田川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

委員 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これに質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認め、これに討論を終結します。

これより、議案第139号を採決します。

本案は、認定すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

委員 長（赤松孝一） よって、議案第139号、平成17年度野田川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、日程第4、議案第140号、平成17年度野田川町介護保険特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより、議案第140号を採決します。  
本案は、認定すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

委員長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第140号、平成17年度野田川町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、日程第5、議案第141号、平成17年度野田川町老人保健特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより、議案第141号を採決します。  
本案は、認定すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

委員長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第141号、平成17年度野田川町老人保健特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定をいたしました。

次に、日程第6、議案第142号、平成17年度野田川町下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより、議案第142号を採決します。  
本案は、認定すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

委員長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第142号、平成17年度野田川町下水道特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

次に、日程第7、議案第143号、平成17年度野田川町土地取得特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより、議案第143号を採決します。  
本案は、認定すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

委員長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第143号、平成17年度野田川町土地取得特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

次に、日程第8、議案第144号、平成17年度野田川町分譲宅地特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより、議案第144号を採決します。  
本案は、認定すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

委員長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第144号、平成17年度野田川町分譲宅地特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

次に、日程第9、議案第145号、平成17年度野田川町財産区特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第145号を採決します。

本案は、認定すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

委員長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第145号、平成17年度野田川町財産区特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

次回は、来月10月2日午前9時30分から開議しますので、ご参集をよろしく願います。

ご苦労さんでございました。

(散会 午後 5時46分)